

第 5 回

熊本県議会

# 総務常任委員会会議記録

平成22年10月 5 日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

## 第5回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

平成22年10月5日(火曜日)

午前10時0分開議  
午後0時1分休憩  
午後0時51分開議  
午後2時7分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成22年度熊本県一般会計補正予算（第7号）

報告第1号 公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類の提出について

報告第2号 フィッシャリーナ天草株式会社経営状況を説明する書類の提出について

報告第3号 財団法人熊本県立劇場の経営状況を説明する書類の提出について

報告第4号 天草エアライン株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第20号 平成21年度決算に基づく熊本県の財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について

報告第21号 平成21年度公立大学法人熊本県立大学業務実績評価について

請第41号 消費税率を引き上げないための意見書の提出に関する請願

請第42号 司法修習生に対する給費制の存続について国への意見書提出を求める請願

請第43号 私学助成に関する意見書の提出を求める請願

請第44号 国民の意見を無視し、夫婦別姓を推進する第三次男女共同参画基本計画に反対する意見書提出を求める請願

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

- ①「中期的な財政収支の試算」の見直しについて
- ②平成21年度熊本県普通会計決算の概要
- ③政令指定都市実現に向けた動きについて
- ④熊本県過疎地域自立促進方針について
- ⑤第五次水俣・芦北地域振興計画について
- ⑥川辺川ダムに関する最近の状況について
- ⑦平成21年度肥薩おれんじ鉄道株式会社の経営状況

委員会提出議案の審議

第6号 九州新幹線鹿児島ルート全線開業に伴う在来線の利便性の確保を求める意見書

第7号 肥薩おれんじ鉄道への支援を求める意見書

出席委員(8人)

委員長	小早川 宗 弘
副委員長	増 永 慎一郎
委員	中原 隆 博
委員	大西 一 史
委員	城 下 広 作
委員	吉 永 和 世
委員	濱 田 大 造
委員	浦 田 祐三子

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

知事公室

公室長	安 倍 康 雄
政策審議監	田 嶋 徹
首席総務審議員兼	
秘書課長	向 井 康 彦
広報課長	山 口 達 人

総務部  
 部長 松山正明  
 次長 田崎龍一  
 次長 檜木野史貴  
 危機管理監 富田健治  
 首席総務審議員兼  
 人事課長 豊田祐一  
 総務事務センター長 兼行雅雄  
 県政情報文書課長 佐藤祐治  
 私学振興課長 五嶋道也  
 財政課長 小林弘史  
 管財課長 米満譲治  
 税務課長 出田貴康  
 市町村総室長 小嶋一誠  
 市町村総室副総室長 能登哲也  
 危機管理・防災消防  
 総室長 若杉鎮信  
 危機管理・防災消防  
 総室副総室長 原悟  
 男女参画・協働推進  
 課長 中園幹也

企画振興部  
 部長 坂本基  
 次長 河野靖  
 次長 伊藤敏明  
 企画課長 坂本浩  
 地域振興課長 佐藤伸之  
 新幹線元年戦略推進  
 室長 津森洋介  
 川辺川ダム総合対策  
 課長 田中浩二  
 情報企画課長 松永康生  
 文化企画課長 富永正純  
 交通対策総室長 高田公生  
 交通対策総室副総室長 中川誠  
 統計調査課長 佐伯康範

出納局  
 会計管理者兼出納局長 富永安昭  
 首席会計審議員兼  
 会計課長 田上勲

管理調達課長 清田隆範  
 人事委員会事務局  
 局長 松見辰彦  
 首席総務審議員兼  
 総務課長 佐藤幸男  
 公務員課長 松見久  
 監査委員事務局  
 局長 林田直志  
 首席監査審議員兼  
 監査監 柳田幸子  
 監査監 山中和彦  
 監査監 中島昭則

議会事務局  
 局長 井川正明  
 次長兼総務課長 高橋雄二  
 議事課長 池田正人  
 政務調査課長 船越宏樹

---

事務局職員出席者  
 議事課課長補佐 徳永和彦  
 政務調査課課長補佐 後藤勝雄

午前10時0分開議

○小早川宗弘委員長 それでは、ただいまから第5回総務常任委員会を開会いたします。

まず、今回付託された請第41号から請第44号について、提出者から趣旨説明の申し出がっておりますので、これを許可したいと思います。

初めに、請第41号についての説明者を入室させてください。

（請第41号の説明者入室）

○小早川宗弘委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いをしたいと思います。

（請第41号の説明者の趣旨説明）

○小早川宗弘委員長 趣旨はよくわかりました。後でよく審査しますので、本日はこれでお引き取りください。

（請第41号の説明者退室）

○小早川宗弘委員長 次に、請第42号についての説明者を入室させてください。

（請第42号の説明者入室）

○小早川宗弘委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いいたします。

（請第42号の説明者の趣旨説明）

○小早川宗弘委員長 趣旨はよくわかりました。後でよく審査しますので、本日はこれでお引き取りください。

（請第42号の説明者退室）

○小早川宗弘委員長 次に、請第43号についての説明者を入室させてください。

（請第43号の説明者入室）

○小早川宗弘委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いをしたいと思います。

（請第43号の説明者の趣旨説明）

○小早川宗弘委員長 趣旨はよくわかりました。後ほどよく審査しますので、本日はこれでお引き取りください。

（請第43号の説明者退室）

○小早川宗弘委員長 次に、請第44号についての説明者を入室させてください。

（請第44号の説明者入室）

○小早川宗弘委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いをしたいと思います。

（請第44号の説明者の趣旨説明）

○小早川宗弘委員長 趣旨はよくわかりました。後ほどよく審査しますので、本日はこれでお引き取りください。

（請第44号の説明者退室）

○小早川宗弘委員長 次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。説明に当たっては、着座のまま、できるだけ簡潔に説明してください。

それでは、総務部長から総括説明をお願いいたします。

○松山総務部長 議案の説明に先立ちまして、8月に本県職員が相次いで飲酒運転により逮捕されましたことに、心からおわびを申し上げます。

事件後、出先機関も含めまして、すべての職員を対象に再発防止の研修を実施いたしました。県行政に対する県民の信頼を一刻も早く回復するため、職員一人一人に対して、さらに飲酒運転の再発防止と法令遵守を徹底してまいります。

それでは、今回提案しております議案の概要について御説明を申し上げます。

まず、今回の一般会計補正予算につきましては、第1号議案として、昨年度において経済対策に伴い造成しました基金を活用した経費を約5億円、水俣病被害者救済や赤潮被害対策事業等の通常分を約40億円計上いたしております。

これによりまして、9月補正予算は約45億円の増額補正となり、補正後の平成22年度予算規模は約7,623億円となります。

また、企業会計は約400万円の増額補正となっております。

このほか、財団法人等の経営状況を説明する書類につきましても、あわせて御報告申し上げます。

この後、予算関係議案の総括的な説明につきましては財政課長から、その他につきましては各課長、総室長からそれぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○小早川宗弘委員長 次に、財政課長から、平成22年度9月補正予算の概要等について説明をお願いします。

○小林財政課長 財政課でございます。着座にして失礼いたします。

資料の1ページをお願いいたします。

平成22年度9月補正予算(第7号)の概要でございますが、1ページは総務部長の説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。

2ページをお開きください。

2ページから3ページにかけて、歳入予算の内訳をお示しております。

その主なものにつきましては、9の国庫支出金は、水俣病被害者救済に係る国庫補助や補助公共事業の追加内示等により約24億円、12の繰入金は、経済対策で造成した基金や災害基金等からの繰入金で約6億円余、13の繰越金は、平成21年度からの剰余金で約6億円、15の県債は約8億円となっております。

次に、4ページをお開きください。

4ページから5ページにかけて、歳出予算の内訳を示しております。

その主なものにつきましては、1の一般行政経費で約17億円余、2の投資的経費で約28億円となっております。それぞれ説明欄のところに、補正額に係る主な事業を記載しておりますのでございます。

続きまして、6ページをお開きください。

地方債の補正の内訳でございますが、先ほど歳入のところでお話しいたしましたように、約8億円の増額となっております。

以上が9月補正予算の概要でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○小早川宗弘委員長 次に、関係課長から順次説明をお願いします。

○佐藤県政情報文書課長 県政情報文書課・佐藤です。よろしくお願いします。

資料7ページ、報告第1号議案公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

なお、資料12ページの報告第21号議案平成21年度公立大学法人熊本県立大学業務実績評価についてにつきましても、関連しておりますので、あわせて御報告いたします。

まず、経営状況につきまして、別冊でお手元に配付しております公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類で御説明いたします。この青い背表紙のやつです。

まず、1ページをお開き願います。

公立大学法人熊本県立大学は、県立大学を設置、管理する地方独立行政法人として、平成18年4月1日に設立されております。

大学の概要といたしましては、3学部、3研究科を設置し、すべて博士課程まで整備しております。学生数は、学部、大学院合わせて2,260人、教員数は92人、事務職員は34人となっております。

次に、法人の決算状況でございます。

3ページをお開き願います。

事業報告を記載しておりますが、後ほど説明します業務実績評価において、あわせて説明いたします。

財務諸表といたしまして、5ページに貸借対照表、6ページに損益計算書を掲げております。6ページの損益計算書をごらんください。

一番下の欄でございますが、当期総利益、これは剰余金となりますけれども、7,765万円余となっております。その全額を来年度以降に実施する教育研究の質の改善策等に充てるということで、知事の承認を受けております。

これらの法人の財務諸表につきましては、外部会計監査人及び法人監事の監査を経ており、また、知事の附属機関でございます熊本県公立大学法人評価委員会からも適当である

との意見をj得て、8月3日付で知事の承認を受けております。

7ページ、8ページに、今年度の事業計画について記載しておりますが、詳細につきましては省略させていただきます。

また、9ページに、平成22年度収支予算書を掲げております。

予算規模としましては、総額23億5,000万円余で、財源といたしましては、授業料収入11億2,600万円余のほか、県が交付する運営費交付金が9億900万円余となっております。

引き続き、報告第21号、業務実績評価につきまして、別冊でお手元に配付しております平成21年度公立大学法人熊本県立大学業務実績評価書により御報告いたします。

地方独立行政法人法の規定によりまして、法人は、毎年度、知事の附属機関でございませ評価委員会の評価を受けて、その結果を知事から議会へ報告するとなっております、今回はその報告でございます。

評価書の1ページに、評価の考え方が記載されております。

次の2ページから3ページにかけては、業務実績の全体評価が記載されておりますが、主な項目としましては、入学志願者が増加し、開学以来最高となったこと、学生生活支援に関する取り組みとして、新たな奨学金制度の創設や生活保護世帯の高校生を出願要件とする選抜制度を創設したこと、外部機関による全国大学の地域貢献度ランキングにおいて、全国1位の評価を受けたこと等が挙げられております。

全体評価としましては、3ページにおきまして、中期計画を踏まえた年度計画を着実に進めていると認められるとの評価がなされております。

4ページ以降につきましては、中期目標の項目ごとに評価がなされております。

6ページ以降の業務運営の改善及び効率

化、財務内容の改善などの項目については、それぞれ四角で囲っておりますが、すべて年度計画を、1：順調、または2：おおむね順調に維持しているとの評価が行われております。

公立大学法人熊本県立大学につきましては、法人化後、企業会計による4回目の決算を行い、その業務運営についての評価を受けたわけでございますが、おおむね順調に運営は行われているものと考えております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願ひします。

○佐藤地域振興課長 地域振興課でございます。

説明資料は8ページの報告第2号フィッシャリーナ天草株式会社の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

別冊のフィッシャリーナ天草株式会社の経営状況を説明する書類により御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

フィッシャリーナ天草株式会社は、天草海洋リゾート基地建設構想に位置づけられた樋合島リゾート整備の事業主体として設立され、上天草市樋合島におけるマリナーの運営や各種マリンスポーツ教室等の開催を主な事業としております。

なお、資本金は3億3,500万円となっております。株主の状況といたしましては、2ページの下段の方にありますように、熊本県、上天草市等8者でございまして、県所有の株式数は3,220株でございます。全株式の48.0%となっております。

次に、3ページをお願いいたします。

会社の経営状況についてでございます。

平成21年度事業についてでございますが、県内プレジャーボートの登録隻数が減少を続けている厳しい経営環境の中で、キャンペーン事業の実施や利用料金割引制度の導入等に

よりまして保管艇確保に努め、本年3月末の保管隻数は82隻となっております。

また、地域資源を活用した魅力づくりとして、隣接する樋合海水浴場の海の家の管理、運営を受託し、マリンスポーツの機材レンタルを行うなど、多様な取り組みを行っているところでございます。

4ページに、収支決算書を記載しております。

平成21年度の売り上げは6,306万円余、当期損失は1,479万円余、累計赤字、当期未処分損失でございますが、2億1,702万円余となっております。

貸借対照表及び財産目録については、5ページ、6ページに記載のとおりでございます。

次、7ページをお願いいたします。

平成22年度事業計画について御説明いたします。

マリーナの保管艇確保に向けて、マリン商品取扱店との連携強化や他マリーナに対する競争力強化を進めるとともに、会員制レンタルボート事業の拡大等により顧客層のすそ野を広げる、こういったことでマリーナへの集客数の拡大を図ることにしております。

次に、8ページに収支予算書を記載しております。

平成22年度は、新規保管艇の確保によりまして売り上げの増を図ることとしておりまして、売上高7,153万円余と、前年度決算額よりも847万円余の増額を見込んでおります。

これによりまして、減価償却前のキャッシュ・フローベースの単年度収支を、2万円余の黒字ということで目標としております。

また、減価償却を含めた当期損失といたしましては、1,102万円余が見込まれております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○富永文化企画課長 文化企画課でございます。

説明資料は9ページ、報告第3号の財団法人熊本県立劇場の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

お手元の別冊の財団法人熊本県立劇場の経営状況を説明する書類により御報告申し上げます。

財団法人熊本県立劇場は、県立劇場の指定管理者としまして県からの委託を受け、コンサートホールと演劇ホール等、施設の管理運営や使用料の収納を行うとともに、各種の文化事業を実施しております。

3枚めくっていただいて、1ページをお願いいたします。

1の平成21年度の事業報告ですが、平成21年度は、第2期の指定管理の初年度になりまして、県からの委託を受け、県民に舞台芸術を鑑賞する機会や発表の場の提供のほか、県内公立文化施設の活性化のための支援等の事業を行いました。

1ページの上の表にありますように、平成21年度の県立劇場の入場者数は54万914人と、前年度を上回る利用となっております。

(1)の管理運営業務についてですが、県との協定に基づきまして、施設、附属設備、駐車場の管理及び供用、それから、使用の許可及び使用料の収納、文化の振興等の業務を実施しております。委託料は3億7,800万円と、前年度に比べ3,100万円余の減額となっております。

次に、(2)の使用料の収納業務についてですけれども、委託契約に基づき、県立劇場のホール等の貸し出しや駐車場の使用料の収納業務を行いましたけれども、21年度は、新型インフルエンザによる催し物の中止や施設改修に伴う休館等によりまして、収入は減少しております。次の2ページの上の表にありますように、前年度に比べ、総額で約1,400万円の減となっております。

次に、(3)の主要施設の利用率についてですけれども、コンサートホールが74.1%、演劇ホールが83.9%と、いずれも前年度を上回っております。

なお、利用率は、改修等による休館日を除いた利用可能日に対する利用日の割合でございます。

次の(4)の文化事業ですけれども、県と県立劇場で共同で実施しているものでございまして、3万8,769人の入場・参加者数となっております。目標3万2,000人を達成しております。

事業内容といたしましては、①の芸術文化の創造拠点事業といたしまして、舞台芸術に係る人材育成や地域の公立ホールを支援する事業、伝統芸能の継承と発展を支える事業を実施しております。

3ページ、②の芸術文化普及事業といたしまして、オーケストラやオペラの鑑賞の機会の提供や、演奏家を学校等に派遣いたしまして、芸術文化に触れる機会を提供する事業を実施しております。

これ以外にも、③にありますように、財団自主文化事業といたしまして、マリインスキー歌劇場管弦楽団——ロシアにあるんですが、その公演等を実施したほか、県内企業や団体の共催により、舞台芸術に触れる機会の少ない子供たちを招待するぴっころシート事業などを実施しております。

次の4ページは、組織など、法人の概要をまとめたものでございます。

下の方にありますように、館長ほか29人の職員により運営を行っております。

5ページをお願いいたします。

平成21年度の収支決算についてでございます。

①収入支出計算書の表の(1)収入の部でございますけれども、当期収入合計は表側の(ア)の欄になりますけれども、事業収入や受託収入等によりまして4億6,700万円余とな

っております。

(2)の支出の部でございますけれども、当期支出合計は、(イ)の欄になりますけれども、先ほど説明いたしました事業等で4億6,100万円余となっております。

当期の差額①の600万円余に、前期からの繰越金②の900万円余を加えた1,500万円余が次期への繰越金となっております。

6ページは、正味財産増減計算書でございますけれども、前年度に比べまして、指定管理料の減などで受託収益の減がありましたけれども、経費節減などの自助努力を行いまして、正味財産の期末残高は、一番下になりますけれども、140万円余の増となっております。

7ページに貸借対照表、8ページに財産目録を計上しております。

以上が平成21年度の事業の概要、決算の状況でございます。

次に、平成22年度の事業計画と予算について御説明いたします。

1枚めくっていただきまして、9ページをお願いいたします。

事業計画についてですけれども、平成22年度は、第2期の指定管理の2年目として、引き続き県立劇場の管理運営業務を行うとともに、(2)の舞台芸術を中心とした文化事業を実施することによりまして、芸術文化の振興を図ることにしております。

最後に、平成22年度の予算についてですけれども、10ページをお願いいたします。

収入合計が、(1)の収入の部の一番下(B)の欄、支出合計は、(2)支出の欄にあるように、それぞれ4億1,700万円余で、平成21年度と比べまして4,300万円余、約9.5%の減となっております。

財団法人熊本県立劇場の経営状況の報告については以上でございます。よろしく願いいたします。



○高田交通対策総室長 交通対策総室でございます。

報告第4号の天草エアライン株式会社の経営状況につきまして、お手元の別冊でございます天草エアライン株式会社の経営状況を説明する書類により説明申し上げます。

1ページをごらんください。

まず、事業報告についてでございます。

平成21年度は、機材の整備や悪天候などによる運休、欠航が196便と、20年度の619便に比べて大幅に減少いたしました。また、国の実証実験事業を活用した首都圏、関西圏などからのツアー造成などに取り組むとともに、天草地域の住民の皆さんを対象としました天草一熊本線を利用したツアーの実施などによる利用促進に努めたことから、利用者数は7万2,464人、利用率は53.8%と、いずれも前年度を上回りました。天草一熊本線につきましては、就航以来、利用者数及び利用率が過去最高という状況でございます。

2ページ及び3ページをお願いいたします。

会社の概要を記載しております。

本年6月末の株主総会で、取締役として新たに天草市出身の小山薫堂氏が就任いたしました。

4ページをお願いいたします。

収支決算書につきまして説明申し上げます。

平成21年度の売上高は7億2,400万円余、うち旅客収入は6億2,700万円余でございます。一方、営業費用のうち、売上原価は7億7,100万円余となり、その結果、営業損失が1億4,400万円余、対前年度比約1億8,000万円の減となりました。

なお、国の実証実験事業による収入7,000万円余を営業外収入に、県及び地元市町からの機材維持補助金2億2,400万円余を特別利益にそれぞれ計上したことにより、税引き後の当期利益は1億3,900万円余となりました。

た。

5ページをお願いいたします。

貸借対照表を記載しております。

まず、資産の部についてですが、流動資産は、現金、預金や機材部品の貯蔵品などで3億8,400万円余です。また、固定資産は、部品庫の建物や航空機などで2億円余でございます。

次に、負債の部の合計は4億3,300万円余となっております。

純資産部の合計は1億5,500万円余となっております。

6ページには、財産目録を記載しております。

続きまして、平成22年度事業計画につきまして説明申し上げます。

7ページをごらん願います。

本年度も、安全運航を第一義に、定時性及び利便性の確保に努めますとともに、本年7月及び11月下旬から12月中旬にかけての機体構造検査などにより、300便以上を運休せざるを得ず、引き続き厳しい経営環境が見込まれます。

このため、天草空港利用促進協議会や天草宝島観光協会などと一体となって、観光客などの集客に努めるなど、増収を目指します。

また、新たな予約システムの運用による予約の利便性の向上に伴うさらなる集客の実現や、往復割引を廃止して、事前購入型割引、28日前、7日前、1日前といった、そういった購入型割引ですが、それに特化した座席の販売、お盆のときに行いました多客期の天草一福岡線の1日3便から4便への増便などによる増益を図ってまいります。

8ページをお願いいたします。

平成22年度の収支予算書につきまして説明申し上げます。

平成22年度の売上高は、長期運休の影響などから7億300万円と、前年度より減少を見込む一方、機体の構造検査の実施にかんが

み、営業損失を3億2,800万円と見込んでおります。

なお、機材整備につきまして、県と地元市町が協調して補助を行うことから、当期利益では約2,100万円と見込んでおります。

引き続き、旅行商品の造成などによる各路線の利用促進あるいは12月中旬からの伊丹線就航における利用促進を図るとともに、ほかの航空会社との間における提携方策の模索、検討に努めてまいります。

以上でございます。

○小林財政課長 財政課でございます。

続きまして、資料の11ページをお願いいたします。

報告第20号平成21年度決算に基づく熊本県の財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について御説明いたします。

この健全化判断比率等につきましては、監査委員の審査に付し、その意見をつけた上で議会に報告することが義務づけられておりますため、今回、御報告申し上げるものでございます。

それでは、別冊資料の1ページをお願いいたします。

まず1に、健全化判断比率といたしまして、実質赤字比率以下4つの指標が並んでおりますが、これらは自治体の財政の健全性を図る指標でございます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、実質赤字が生じておりませんので、該当はございません。また、実質公債費比率は14.5%で、20年度から1.5ポイントの悪化、将来負担比率は231.5%で、昨年度から0.3ポイント改善いたしております。

次に、2の資金不足比率でございますが、これは公営企業の経営状況を図る指標でございます。

本県の各公営企業会計では、資金不足は生じておりませんので、該当はございません。

以上が平成21年度決算に基づく本県における健全化判断比率等の算定結果であり、いずれも早期健全化基準、財政再生基準に該当するものはございませんでした。

なお、資料の2ページ目以下に監査委員の審査意見をつけておりますが、健全化判断比率、資金不足比率のいずれにつきましても、適正に算定・作成されているものと認められたとの御意見をいただいております。

しかしながら、本県の財政は、経常収支比率が96.3%と、財政の硬直化が続いており、依然として厳しい状況にあります。今後、これらの指標のみならず、さまざまな角度から検証しながら、引き続き、財政再建に向け、全庁挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○小早川宗弘委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○中原隆博委員 今の説明の中で、幾つもあるわけでございますけれども、特に絞って言えばフィッシャリーナ天草株式会社ですね。経営状況の説明がございました。その中で、熊本県が大株主であるということもわかるわけなんです。取締役及び監査役の氏名並びに主な職業というような形で、実質的に公職についておられる方がほとんどなわけですよ。そうすると、実質的に、株式会社であるフィッシャリーナ天草に対して、ほとんど経営にはノータッチの状態じゃないかなという危惧の念を抱くわけです。

だから、いろんな中でやっぱりこういうのは、言うなれば民間に売却するなりして、もう少し身軽になっておく必要があるんじゃないかなという思いもあるわけです。

そんな中で、上天草の市長が一応取締役社

長になっておられますけれども、副社長には企画振興部長になっておられるわけですね。経営に対して、どうなんですか。ちょっとお聞かせください。

○坂本企画振興部長 フィッシャリーナ天草の経営につきましては、私自身、率直に申し上げて、ふだんこの部長室において、年に、どうでしょう、3回、4回、この経営の問題を考える、その前に打ち合わせをする、それとは別に、上天草市長と臨時で今後の中期的な方向性をどうしていくんだろうという打ち合わせはしておりますが、じゃあそれが普通の会社で言う副社長の状況かという、そうではございません。いわゆる、社外取締役的な存在でございます。

実質的にこの経営を担っているのは、専担しているこの柴田というベルポートジャパンから来ている人間、これが専属でやっておるわけですが、こういういわゆるマリーナ経営という非常に専門性を要する領域において、本来行政マンが持っているノウハウのようなものが生かせるのか、重要なのかというと、私は、おっしゃるように、相対的なんだと思います。

したがって、私どもの思いとしましては、この会社は民営化の方向で相手を探しておるという状況なんです、例えばこのベルポートジャパンという会社、これは全国的に——もともと親会社はアメリカなんかでもマリーナ経営を手広くやっている会社でございまして、その日本法人でございます。日本でも複数のマリーナ経営をしております、こういうような会社を含めて、さまざまなマリーナ経営にノウハウを有する会社に、この会社の経営もゆだねることができないかというふうなことで考えておりますが、御存じのように、今の非常に厳しい経済状況のもと、新しく経営を拡大しているフィッシャリーナ、この樋合マリーナにも関心を持とうとい

うふうな会社が潤沢にあるわけではございませんので、おっしゃられました民営化の方向を探りながら模索しているという状況が現在は続いてございます。

○中原隆博委員 私も、何度かここに行ったことがあるんですね。やっぱり閑古鳥が鳴いているわけですよ。そういたしますと、やっぱり私は、今企画振興部長からお話がありましたように、決断は早い方がいいんじゃないかと。これは、本当赤字がどんどん膨れ上げるということをやっぴり打ち消すためには、解消するためには、その方向で検討に入られた方がいいんじゃないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○坂本企画振興部長 まさに民間に引き取っていただくという方向で今努力をしておりますけれども、先ほど申し上げましたように、具体的に關心を持って引き取ろうという会社が今のところはない状況でございますけれども、なるべく早くその方向に進むように努力をしてみたいと思っております。

○中原隆博委員 ここ1～2年の話ではなくて、長いスパンでいつもこれを見させていただくんですけども、一向に改善の跡が見られないという部分からすれば、やっぱり早期の決断で、今部長がおっしゃったような形の方向性を早く見出して決断を下された方が、県にとっては傷は浅いんじゃないかという思いが強いです。もう一度。

○坂本企画振興部長 ありがとうございます。その方向で努力させていただきます。

○中原隆博委員 ぜひお願いします。

○大西一史委員 ちょっとフィッシャリーナ天草というわけじゃないですけど、やっ

ぱり関連して、これは天草エアライン株式会社の経営状況の説明をいただきましたけれども、ここも坂本部長が副社長ということでされておるといふふうに思います。

今のお話を聞いていますと、まあこれはフィッシャリーナと天草エアラインじゃ全く性質が違っているので、同じように民営化というふうには、民営化というか、どこかの完全にエアラインにというような話には簡単にはいかないというふうに思いますが、なかなかこういう体制の中で、1機しか保有していない中で、エアラインをいろいろ工夫しながら今やっているとはいえ、現実的には営業損失も出ていますし、なかなかうまくいかない。

ましてや、今年度は、368便を運休、定期機体構造検査等々で、オーバーホール等々でさせなきゃいかぬというようなことで、非常にそれだけでも大きなダメージになるんだろうというふうに思いますが、まず今の経営体制というのに対して、小山薫堂さんが新しく入ってこられたということですが、これは何をねらいにして小山さんに入っていたんだいかなんか。

○高田交通対策総室長 地元天草出身ということもありますし、小山氏の情報発信力というのもございます。また、さまざまなアイデアということで、天草エアラインの利用促進、路線の振興ということでさまざまなアイデアと知見というのをいただき、今まで以上の多くの旅客利用者数を伸ばしたいという観点から、今回取締役をお願いし、快諾をいただいて、現在ついていただいているところでございます。

○大西一史委員 小山さんの発信力というのは確かにあると思うんだけど、なかなか取締役として、じゃあどれだけ取締役会に出てこられるのか、これだけお忙しい方が。現実的になかなか難しいんじゃないかなという

ふうに思いますけれども、その辺は何か考えなかったんですか。

○高田交通対策総室長 その点につきましては、確かになかなか時間がとりにくい方であることは承知しておりますけれども、会社、社長以下で小山氏からさまざまな意見を――接触することで、会社のその内容ということで活性化していきたい、利用促進のために頑張っていきたいというふうに考えているところでございます。

○大西一史委員 小山さんについて、何か僕がいちやもんつけるわけじゃなくて、きちっとそういう方を、まあビッグネームを入れたのであれば、それなりの、何というか、効果をきちっと、どういう形で出たのかというのは、後々私も検証させていただきたいというふうに思います。

それがプラスになるように、ぜひ小山さんにも協力していただくようにしっかりお願いをしていただきたいというふうに思いますが、とはいえ、天草エアラインの現状というのは、もうこれは抜本的にこの1機体制ですとやるといふのはかなり厳しいわけですね。これは、以前から私も、この委員会で何度も何度も、これは去年の今ごろもたしか結構厳しく、もうだめなんじゃないのみたいな話をしたと思いますが、今回368便運休ということですが、これは減収見込み額ほどのくらいですか。

それと、大体日本のエアラインの機体構造検査であるとか何だとかというのは、他の外国に比べて非常に厳しいわけですよ、基準としては。かなり厳しいと思いますけれども、そうなってくると、ひょっとしたら予定している期間を超えた整備になって、運休便数はふえるんじゃないかなという可能性だつてゼロではないと思うんですが、その辺の見込みも含めてどうかということをお聞かせく

ださい。

○高田交通対策総室長 22年度の売上高、300便以上の運休ということで、7億300万円でございます。一方、21年度は、196便の運休に対して、7億2,400万円でございます。その差額ということで、2,000万円弱減少するというふうには見ているところではございます。一月近くになりますので、さらに減収ということは考えられるというふうに思っております。

現在、機体構造検査ということで、7月及び11月から12月ということで、1年の中での旅客利用が総体的に少ない時期を選んで構造検査の事業に入っておるところでございます。現在、7月にまず前半の構造検査を行いまして、そこでは予定どおりの日数で達成できたところがございます。これから11月下旬から12月中旬にかけて19日間、構造検査による運休を予定しておるところでございます。

委員御指摘の点につきましては、それから延びる可能性がないというのは、ここでは断言できないところがございますけれども、我々としては、日ごろから点検整備というものに努めているところでもある中で、その減収幅といいますか、運休による期間というのは少なくなるようにはなっていたきたいと、そして、利用促進ということで、挽回して頑張っていきたいというふうに思っているところでございます。

○大西一史委員 できるだけこういう運休を減らして利用促進をやっていただきたいというのは、これはもうそれしかないわけで、もう少ししてこ入れをすれば——担当者の方ともこの前お話ししましたけれども、39人乗りというような機体からいえば、ちょっと乗るだけでも搭乗率も上がるし収益性も上がるということもあるので、ちょっとした努力は積み重ねていただきたいというふうに思います。

ただ、抜本的にこのあり方というのを一度前に検討して、21年度末でしたっけ……

○高田交通対策総室長 20年度末で、21年3月でございます。

○大西一史委員 21年3月にとりまとめられて、いろいろな方向性を考えられて、その中でも、ほかのエアラインとの共同運航であるとか、それから、小型機材の共同調達であるとか、共同保有であるとか、そういったところの共有化を図って、コストを圧縮していくというような方向性が一つ私はあるというふうに思っています。そういったところへの検討というのは、どういうふうに今進めているのかがお尋ねです。

○高田交通対策総室長 私どもといたしましても、ほかのエアラインとの提携、あるいは委員おっしゃられましたとおり、小型機材を共同で保有するというので、全国の地域航空の組織においてそのような検討というのを現在行っていて、私どももメンバーとして入っているところがございます。いろいろまだ詰めなければならない点というのはあるところではございます。ただ、そうした共同保有ということについては、一つの考え方というふうに私どもも思っております。

日本の地域航空の現状を考えますと、天草エアラインのみならず、ほかの航空機会社におきましても、天草エアラインと同じタイプのその型を持っている機材、あるいは同じ36人乗りで、別の会社の機材ですけれども、持っているようなところもございます。やはり同じように、その航空機をどうするかというのが課題になってきているというのは事実でございます。そうした同じ課題を持っている者同士で、新たな方策というのを見出す形で共同保有というのは、一つの考え方だというふうにも思っております。

天草空港の状況からしますと、プロペラ機による運航ということが、同じ小型機といっても必要になってくるところでございます。それはほかの地域においても同じような状況でもございます。いろいろ現在国の機関においても、そういった共同保有あるいは地域航空同士の連携ということで進めているところでもありますけれども、私ども、そうした動きに乗かっていながら、関係機関ともいろいろ、国等も含めて意見交換して、エアラインの改善ということを図っていきたいと思っております。

○大西一史委員 今、答弁で、検討する必要性はあるということをおっしゃいましたけれども、九州の中だけでも——私、これは代表質問で取り上げようか思って、ずっといろいろヒアリングをしていたんですけども、長崎のORCだとか、鹿児島のJACですか、日本エアコミューターとか、沖縄の琉球エアコミューターとか、こういったある意味では離島路線、そういったところ、どこも皆さん苦戦しているんですよね。苦戦しているから、どこもなかなか決め手がないんですけども、せめて共同の機材を保有するようなことによつてコスト削減ができないかとかということ、それぞれ検討が——もっと詰めていけば、私はできていくんじゃないかと。

それと、当然、これにはやはり国の支援が必要になってくると思うんですね。そうなってくると、本会議でもちょっと申し上げましたが、交通基本法が来年の通常国会で議論をされてくるということになってくれば、交通基本法は、当然あの中に——これは議論はありますけれども、移動権の保障みたいなこともあって、特に離島あたりの移動についてのいろんな保障というの考えなきやいかぬということであれば、この辺について、逆に言えば、要望も含めて、新しい仕組みの中でできないかということをやっていただく、もう

スタートしていただきたいというふうに思うんですね、検討を。そういう勉強会というのを、具体的に各社あたりに呼びかけてやったらどうかと思うんですが、その辺はいかがですか。そういう考えはないですか。

○高田交通対策総室長 委員の考えについては、私どもとしましては、ほかのコミューター航空会社に対して、国に対して、しっかりと制度の改善というところも含めて、要望していかなきゃならないという思いは同じでございます。ほかのコミューター会社あるいはそれぞれ自治体などの皆さんと意見交換して、取り組んでいきたいというふうに考えております。

○大西一史委員 じゃあ、よろしく願います。

○小早川宗弘委員長 ほかにありますか。

○城下広作委員 エアラインの関係でちょっと。

利用者をふやすという観点で、来年は新幹線開業で、新幹線にちょっと目が向いて、新幹線で熊本にたくさん来るという想定をしているんですけども、新幹線で熊本駅でおりる、バス路線を天草に重点的にぱっと整備をする、直通で行けるようにするという計画が結構あっているということで、帰りは、逆に天草エアライン、いわゆる飛行機で帰るというような仕組みをする、逆に、最初は飛行機で天草に来る、帰りはバスで熊本駅におりる、そして新幹線で帰る、こういう何か新幹線の効果も交えながら誘客をするという考え方は、これは考えているんですか。

○高田交通対策総室長 私どもも、委員のただいまの考えに対して、そういったことはできないかということ、思いは同じでもござ

います。

実際、これは商品として、ルートとしてつくっていかなくやならないということでもございますので、関係会社、事業者さんなどと一体となって、天草エアラインを関西方面あるいは首都圏の方から組んでいくという中の一つのツールとして、商品をつくっていくような形で頑張っていきたいというふうには考えているところでございます。

○城下広作委員 それは、ある程度実現というか、そういう方向が可能性としては高いというふうに理解していいんですか。そういうのを積極的に考えておられるんですか。

○高田交通対策総室長 結果としてという面から見て、高い、低いということは現時点ではなかなか申し上げにくいことでございますが、そのようなことも目指していくべく、我々としては頑張っていきたいという思いでございます。

○城下広作委員 だから、その発想が私はちょっと自分とは違うと思うんですけども、要は、阿蘇、天草とか熊本を売るときに、いつもそう言うけれども、売り方の問題で、阿蘇に行く方は阿蘇の魅力があるんですけども、じゃあ天草というふうに見るときに、陸路でバスの車窓で見る風景と空から見る天草というような売り込みというのを強く発信して、それが魅力がありますよと言わないと、それはだれも客は呼べないんじゃないでしょうかね。そういうことを、ある意味ではしっかり売ってくれということで、旅行会社等とそういう話を詰めて、逆にそうだなというように、あとは宣伝力だと思うんですけども、それはどうでしょうかね。

○高田交通対策総室長 委員がおっしゃるとおりだというふうに思っています。我々とし

て、そういうような形で強い発信力というのを発し続けて頑張っていきたいと思っております。

○城下広作委員 最後に言うときです。要は、最初は、できた当時からだんだんだんだん下がってきているんですね。去年と比べたらふえているというけれども、実際にはだんだんだんだん下降きみなんです。そうすれば、最終的にはまた閉鎖みたいな形の話になってくるから、せっかくできているものを、いかにやっぱり上げていくかというその執念を持っておかないと——だんだんだんだんもう要らないなという話になるから、これは島民もだんだんだんだん人口は減るわけですから、これはかなり厳しいし、島民が利用するのが望めないなら、よそから入るようなことをしないと、実際、利用率を上げるのは無理です。そういうことを強く、しっかり考えていただきたいと思います。

もう1点、いいですか。これは別の部分です。

県立劇場なんですけれども、どうしても私は駐車場が足りない。不自由をしている、利用すると大渋滞。本当に駐車場の問題は、これはなかなか難しいかもしれませんが、駐車場をふやす、あそこで2段にするとかいう形の部分、過去に何回もそういう意見があったと思うんですけども、県立劇場のあの陣容、キャパからすると、駐車場がかなり厳しくて、大半の方が公共機関のバスも大概利用しておられないんですよ、便が少なく。みんな、苦心しながら、結果的には内容がいいから行くというのが多いと思うんですけども、この辺をもう少し足を考えてあげると、駐車場を確保する、これはちょっとどういうふうにご検討されるでしょうか。

○富永文化企画課長 文化企画課でございま

す。

駐車場の件についての御意見でございますけれども、施設整備、駐車場をふやすということにつきましては、財源の関係もございまして、なかなか難しいところがございます。

そういう中で、できるだけソフト面で対応できないかということで、今委員の方からお話がありました、渋滞がないように、駐車場の状況につきまして、外に表示するような形でサインも出すようにしておりますし、それ以前にも、当該公演日の状況を見据えて、インターネット・ホームページあたりで、この日は駐車場が満車になる可能性がありますということを広報するとともに、実際に主催者の方にもそういう状況を説明しながら、参加者の方に周知していただくような形でやっているところでございます。

以上でございます。

○城下広作委員 そういう前提がわかって聞いているんですけども、大変駐車場が少ないという苦情は、一つ一つの何か催しがあった後、問い合わせなんかはないですか。

○富永文化企画課長 時々ございますけれども、これについては、周辺の民間の駐車場もございまして、そちらの方を御案内したりとか、いろいろしているところでございます。

○城下広作委員 時々って、えらいまた少ないなと思いますけれども、大概実際にあると思うんですけども。ちょうど目の前の駐車場はかなり高いですもんね、あそこに間違っているとめたりなんかすると。だから、むちゃくちゃ高いですよ、前の駐車場。どこかわかっていると思いますけれども。ああいうところと何か提携して、ある程度間違いなく県劇を利用する方は、県劇と同じぐらいか、それに

ちょっと準ずるぐらいの割引をするとか、何かをしてあげないと、前の部分は結構高いんですよ。

それと、根本的にやっぱり——まあ皆さん、今自分で我慢をしながら利用されていると思うけれども、ぜひそういうのが前向きに考えられれば、駐車場は、あそこは絶対慢性的に足りないということを強く感じておりますので、ぜひ要望として考えていただきたいというふうに思います。

○中原隆博委員 私は、これは大体文化企画課の方に個人的にそこの部署に行ってお願いしておきたいという気持ちがあったんですが、今城下委員の方からお話がありましたので、私も、これは常々——駐車場の不足といえますか、1つは大ホール、1,800名前後でしょう。そして、演劇ホール、合わせると2,000数百名ですね。駐車場のスペースというのは限られているわけですね。それで、なおかつ往復2車線でしょう。これは、一たん何かあったときには、どうしようもない渋滞がという状況がたびたび、私もあそこを利用させていただいている一人として、あるわけです。

だから、今まで、入るとき、出るとき一緒なものですから、非常に渋滞を来すということと同時に、避難場所というような形で避難のドアもあるわけですね、裏に。騒音とかいろんなことで、それはもうあそこを立ち上げるときに、地域住民の方との契約もあったというふうには伺っていますけれども、入るときと出るときを同じところでなくて、もう少しあそこを、駐車場の裏の南側ですか、駐車場の南側は開閉の門があるわけですね。だから、入ったお客さん、出るときにはあちらからということで、地元との交渉ができないものかというふうに、これは常々思っていることです。

それと同時に、今申し上げたように、同時



進行で2つのコンサートホールと演劇のホールを使うという形になると、私たちも、個別にいろんな、私立の学校とかなんとかに訪ね歩いてお願いして回っているような状況でございますので、城下先生おっしゃるように、ああいうところは2階建てでも3階建てでもできないことはないというふうに思いますので、もう一度その辺を検討していただくならばというふうにも思うんですが、いかがでしょうか。

○富永文化企画課長 中原委員お話のありました、確かに南側の門があるところでございますけれども、私もせんだって見てきましたけれども、今中原先生の方からお話がありましたように、地元との協議でなかなかあけることが困難というふうに話を聞いているところでございます。

先生の方から御指摘のありました地元住民との協議あたりにつきましても、なかなか難しい面もあろうかと思っておりますけれども、もう一度その付近は検討させていただきたいと思っております。

○中原隆博委員 今お話があったように、もう一番からさじを投げて行かないということではなくて、やはりあの渋滞の状況を考えれば——終わったときは一緒ですから、そうすると、入るときも、時間いっぱい、どうしてもこれで満車ですからといってUターンして違うところになんて誘導されてももうどうしようもないという現象がありますし、帰りのときも、終わるのは一緒ということだっているわけですね。

そこは、やはりそんな大きな街宣車を使ってわんわん言って帰るわけじゃないわけですから、その辺を地域の皆さん方と、こういう事情ですからということで、ひざを詰めてお話をして、理解をいただくということも大事じゃないかと思っておりますけれどもね。

○富永文化企画課長 今の御意見も踏まえて、今後、県立劇場とも協議しながら、検討していきたいと思っております。

○中原隆博委員 ぜひ、そしてまた、その結果等を御報告していただくようお願いしておきます。

○小早川宗弘委員長 ほかに質疑はありませんか。

○吉永和世委員 天草エアラインのことでお尋ねしたいんですが、就航から10年目ということで書いてあるんですけども、飛行機自体の耐用年数というんですか、あると思うんですけども、それと、何年使う計画とかであると思うんですが、しかし、古くなればなつたなりに、ずっと使うというのはまたちょっと問題なのかなというふうに思うんですが、切りかえる計画というのか、何年で切りかえるとか、そういう計画というのはあるんですか。

○高田交通対策総室長 機材の更新のことについてでございますけれども、いろいろ整備を行っていきながら長くもたせることはできるというところでありますけれども、一方で、先ほども話が出ました20年度末にまとめたあり方の中では、後継機材というのをどうするかということを考えていくということでございます。

今現在、この天草エアラインが使っている機材の中古機が、また別のプロペラエンジン、これは天草空港の諸元に合う機材でございますが、そういったところをどう見ていくかという話は、会社の中でも検討をしているところでございますが、具体的にいつ切りかえるというところまでは、まだ引き続き検討をしているところでございます。

我々としては、先ほどありました共同保有というようなことも考えの中にはありますが、そうした大きな流れを見て、どう機材更新に向けて対応していくかというのは考えていきたいというところでございます。

○吉永和世委員 中古で売却して、また新しいのを買うということも、まあ車と同じですよ。満額で買うんじゃなくて、半額ぐらいの金で買えるような、何かそういった計画もできるのかなというふうに思うんですけども、できれば乗る飛行機は新しい方が乗る側から言うと安心できるので、やはり古いのよりも新しいのという形で、そこら辺のタイミングというのはよく考えていただいてやった方がいいのかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○小早川宗弘委員長 ほかに質疑はありませんか。

○濱田大造委員 エアラインに関して聞きたいんですが、補助金収入は、去年が2億2,000万、22年度が3億5,000万というふうになっていると思うんですが、熊本県はどのくらい出しているのか、詳しく教えてください。

○高田交通対策総室長 この行っている補助金につきましては、県と地元市町2対1の割合でやってございます。それぞれの3分の2の額は県による支出でございます。

○濱田大造委員 今後ともふえていくと考えてよろしいのでしょうか。

○高田交通対策総室長 いろいろその部品のサイクルがまちまちというところでございますので、一律にどんどん上がっていくというわけでは必ずしもないところでございます。

○濱田大造委員 先ほどの吉永委員の話に関連するんですけども、利用客というのがどんどん減っている、機材も老朽化が進んでいると。すると、利益率ってどんどん悪くなっていると思うんですよね。ですから、補助金も、今後もっとふえていくと。つまり、県民の負担というのがどこまでふえていくのかなと。ちょっと歯どめというのは、どこまで補助金を出せるのかとか、そういう限度額というのは、県はどのくらいだと考えているのか、教えてください。

○高田交通対策総室長 具体的に幾らというところで、現時点で数字を持ち合わせているわけではございませんけれども、確かに委員おっしゃるように、どんどん出していくということが県民の皆様の理解が得られるかということについては、非常に我々としても真摯に受けとめて、きちっと機材の更新なら機材の更新をどうする、会社はその費用ということについてもしっかり管理して、経営の改善ということには努めていきたいというふうに思っているところでございます。

○濱田大造委員 関連してなんですが、ボンバルディアの今の飛行機というのは、もう生産されていないというふうに聞いています。生産中止でして、私も、エアラインに実際に出向いたことがあるんですが、現地の社員の方は、もう1機、何でもいから飛行機を購入してほしいと。

行ってみればわかるんですが、空港というのは、2機がバースというんですか、空港のバースが2機就航できるような体制、空港づくりをしていると、1機しか買わなかったと、もう1機何とかしてほしいという現場の声があると思うんですけども、いまだにそういう声はあると考えてよろしいのでしょうか。

○高田交通対策総室長 確かに、機材整備などの関係で運休するとなったときに、予備機があると路線を継続できるということで、そういった件をおっしゃる方もいらっしゃいます。一方、2機という体制になったときに、その路線の展開ということをごどのように含めて考えていくかというところがまた問題となっていてまいります。どういった形の体制というのがいいかということで、現時点では、引き続き1機体制で継続して運航しているというところでございます。

○濱田大造委員 構造的に1機体制のままだったら、確実に黒字にならないということはもう証明されていると思うんですね。県としては、どういう方向でやるのか、共同運航先を見つけるとか、その決断というのはもうそろそろだと私は考えていますが、その辺どう考えているのか、もう一度お聞きしたいんですが。

○高田交通対策総室長 委員の御指摘のとおり、あり方ということで、どう考えて、いつ決断するかということは重要な課題であるというふうにも思っております。我々としては、きょうの委員の御指摘も踏まえて、会社の中で経営の改善のための判断、内容ということについてはしっかり検討してまいりたいというふうに思っております。

○小早川宗弘委員長 ほかに質疑はありますか。

○大西一史委員 1個だけ、県立劇場のさっきのところちょっと関連しますけれども、これはもう駐車場とかなんとかじゃなくて、県立劇場、財団法人そのものの運営というか、あり方ということになります。これは指定管理者制度が導入されて、今2期目ということになるというふうに思いますが、実際

に指定管理者になって——従前も財団法人の県立劇場ということで、指定管理者になって、どういうふうにするのかという効果があったのかというのは、どう評価されていますか。

○富永文化企画課長 文化企画課でございます。

指定管理になって、どういう効果、成果が上がっているかということでございますけれども、指定管理の制度の目的といたしましては、サービスの向上、それからコストの削減を図ることというふうにご考えているところでございます。

サービスの面では、月曜日休館だったのが開かれたりとか、あるいはいろんな申し込みあたりについてもインターネットを活用できるようになったりとか、利用者の便の面で向上しておりますし、先ほど御報告いたしましたように、入場者数等につきましてもふえている状況でございます。

それから、財政面におきましても、県からの委託分が、平成18年度と導入前の15年から17年の平均を比較いたしますと、1,500万円ぐらい減になっておるところでございます。3.4%ぐらいの減になっておるところでございます。それから、21年度と17年を比べますと、5,600万円余の減となっております。それから、使用料収入でも、平成17年と比較いたしますと、約3,000～4,000万円の増となっております。ところでございます。

それから、県立劇場につきましては、取り組み、かなり全国的にも高く評価していただいているところでございまして、平成21年度、地域の文化芸術の振興による豊かな地域づくりに貢献した公立文化施設ということで、財団法人の地域創造の方から、地域創造大賞を受賞しているところでございます。

また、今年度は、県立劇場の取り組みにつきまして評価をいただき、文化庁の方から、すぐれた劇場からの創造発信事業という事業

におきまして、5年の事業採択をいただいております。これは、全国的にも13館しか採択されておりませんが、九州唯一評価されて採択されているところでございまして、そういう面を総合的に見ましても、指定管理者制度を導入することによって効果が上がっているんじゃないかなというふうに評価しているところでございます。

以上です。

○大西一史委員 指定管理者制度を導入したことによって、今もう2期やって、ある程度いろいろ効果が出たということなんですが、私、3年間というこの指定期間が、果たして適正なのかどうかというふうに思っているんですね。

ある程度、最初はいろんな競争、いろんなものがあるかというふうに思いますが、こういう施設というのは、必ずしもペイするだけの施設ではないというふうに思いますので、ある意味では、コストを縮減し、サービス向上というのがある程度図れた場合、今後、第2期が23年度で終わりますけれども、それ以降、安定的にこの財団法人の県立劇場が運営していけるというのであれば、例えば5年間とか、期限を変えてもいいんじゃないかなというふうに思うんですね。この辺は、指定管理者制度そのもののあり方というのを、抜本的に見直す必要があるんじゃないかなというふうに思うんですね。

今、いろんな施設があちこちやっていますが、今年度も、恐らく2月定例会で何十かの施設をやりますけれども、それぞれの施設なりなんなりに合ったあるいはそういう状況に合った運営にしていかなければ、指定管理者に指定することがふさわしいのかどうかということも含めて、やはり一回抜本的な検証と見直しをする必要があると思うんですが、この辺は、今行政経営課がないから人事課

長あたりはどういうふうにお考えですか。

○豊田人事課長 指定管理者の指定期間につきましては、委員おっしゃいましたように、導入当初につきましては、特に業務に専門性が求められるものについては5年間、それ以外は3年ということとしてございまして、それを平成20年度に原則3年と。ただ、その中でも、3年を超える指定を行う専門性とか、合理性とか、そういうことについては、事前に協議を行った上で、それ以上に指定できるというような形をとっているところでございます。

委員おっしゃいましたように、指定管理者、非常に軌道に乗って成果も出ているところもあれば、本県ではございませんけれども、他県においては、経営悪化とか、指定管理者の取り消しとか、そういうことも起きておるところでございまして、この指定管理者制度については、毎年モニタリングという形でいろんな成果等を検証しておりますけれども、そういう中で、今委員がおっしゃいました期間の見直しとか、そういうことも含めて、今後とも引き続きしっかり検証して、検討していきたいと考えておるところでございまして。

○大西一史委員 この制度自体が導入されて、やっと大体一めぐり、二めぐりぐらいまで来た状況の中で、やっぱりプラス面とマイナス面が見えてきた部分があると思うんですね。

さっき人事課長がおっしゃったように、指定管理を受けた企業で、非常にいろんな事故が起こったり、あるいは例えば経営悪化でつぶれてしまったりというようなことで、非常にそれはひいては利用する県民の迷惑になるという話でもありますので、その辺も見きわめて、指定が安定的にできる場所はどこなのか。そして、それに対してある程度の――

ずっとというわけにはいかぬだろうけれども、ある程度の期間、余裕を持って運営をしてもらうということによって、もう少しコスト縮減とか、サービス向上というところに取り組んでもらえることもあるんじゃないかなと思いますので、その辺はしっかり、ちょっともう一回再総括をして、今後の方針を決めていただきたいということをお願いしておきます。

以上です。

○小早川宗弘委員長 ほかに質疑はありますか。

○濱田大造委員 県立大学に関してお聞きしたいんですが、就職状況、就職率がどのくらいだったのかと、そして、就職先、県内、県外、どのくらいの割合なのかと。

あと、2年ほど前なんですけれども、県立大学から県庁に1人も採用がなかったと、まあ受けても受からなかったと言った方がいいのかもしれませんが、その辺今どうなっているのか、教えてください。

○佐藤県政情報文書課長 県立大学の就職状況のお尋ねでございますけれども、やっぱり前年度というんですか、非常に厳しゅうございまして、88.2%の就職率になっておりまして、これは前年度の91.8%から3.6%下がっています。全国が91.6%ぐらいだと思っていますので、全国平均よりも低いんでございますけれども、九州の大学が91.6%ぐらいだと思っていますので、ほぼそれに近いような話かなと思っております。

民間企業にも就職しておりますけれども、21年度の卒業生におきましては、公務員が42名ということで、昨年よりまた11名ぐらいふえておりますので、ちょっと公務員志向というのもそれなりに高うございます。ちょっと今、県庁に何人入ったかというのは、私ども

つかんでおりませんが、例年、県庁も目指している方は多いと聞いております。

○豊田人事課長 昨年度の試験で、今年度の4月に県大から3名ないし4名程度が入っておりますし、今年度の試験においても、最終合格というのが4名ほどいるというふうに向っております。

○小早川宗弘委員長 なければ、これで質疑を終了いたしますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号について採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 異議なしと認め、採決いたします。

議案第1号について、原案のとおりに可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、本委員会に付託されました請第41号から請第44号を議題とし、これについて審査を行います。

まず、請第41号消費税率を引き上げないための意見書の提出に関する請願については、国レベルの問題でありますので、執行部からの説明は省略いたします。

採決に入ります。

まず、請第41号については、いかがいたしましょうか。

（「不採択」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 不採択という意見がありますけれども、不採択についてお諮りいたします。

請第41号を不採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 御異議なしと認めます。よって、請第41号は、不採択とすることに決定いたしました。

続きまして、請第42号司法修習生に対する給費制の存続について国への意見書提出を求める請願について採決いたします。

先ほどの請願同様、国レベルの問題でありますので、執行部からの説明は省略いたします。

採決に入ります。

請第42号については、いかがいたしましうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 採択という御意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第42号を採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 御異議なしと認めます。よって、請第42号は、採択とすることに決定いたしました。

ただいま採択と決定いたしました請第42号は、国に対して意見書を提出してもらいたいという請願であります。

そこで、意見書(案)について、事務局から配付させます。

（事務局意見書(案)配付）

○小早川宗弘委員長 しばらく御一読いただきたいと思います。

（意見書(案)一読）

○小早川宗弘委員長 意見書は、この案のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 御異議なしと認めます。この意見書(案)を、委員会として委員長名をもって議長あてに提出したいと思いません。

それでは、次に請第43号私学助成に関する

意見書の提出を求める請願について、執行部から状況の説明を願います。

○五嶋私学振興課長 私学振興課でございます。

請第43号私学助成に関する意見書の提出を求める請願について御説明申し上げます。

この請願は、熊本県私立中学高等学校協会及び熊本県私立中学高等学校振興協議会からのものでございますが、前者は、県下の私立中学校及び高等学校で組織する協会でございます。後者は、PTA等で組織する会でございます。

請願の趣旨は、私立高等学校等に対する私学助成の一層の充実が図られるよう、政府及び国会に意見書を提出していただきたいというものでございます。

本県の私学助成につきましては、国において、交付税措置や国庫補助といった財源措置がなされており、本年度予算では、私学全体で約106億円、うち中・高等学校関係で約78億円を措置しているところでございます。ちなみに、高校では、生徒1人当たり約31万円の経常費助成を行っているところでございます。

なお、公・私立高等学校の授業料につきましては、公立がことし4月から無償となったのに対しまして、私立は、就学支援金が支給されることとなったものの、依然として自己負担が残っておるという状況でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小早川宗弘委員長 ただいま説明に関して質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第43号については、いかがいたしまし

うか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第43号を採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 異議なしと認めます。よって、請第43号は、採択とすることに決定いたしました。

ただいま採択と決定いたしました請第43号は、国に対して意見書を提出してもらいたいという請願であります。

そこで、意見書(案)について、事務局から配付させます。

（事務局意見書(案)配付）

○小早川宗弘委員長 しばらく御一読ください。

（意見書(案)一読）

○小早川宗弘委員長 意見書は、この案のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 御異議なしと認めます。この意見書(案)を、委員会として委員長名をもって議長あてに提出したいと思いません。

次に、請第44号国民の意見を見無視し、夫婦別姓を推進する第三次男女共同参画基本計画に反対する意見書提出を求める請願について、執行部からの状況の説明を願います。

○中園男女参画協働推進課長 男女参画協働推進課でございます。

請願第44号国民の意見を見無視し、夫婦別姓を推進する第三次男女共同参画基本計画に反対する意見書提出を求める請願について御説明申し上げます。

本請願は、日本会議熊本からの請願でございます。

請願の趣旨は、選択的夫婦別姓制度の導入

を含む内容の第3次男女共同参画基本計画の策定が行われないよう、政府に意見書を提出していただきたいというものでございます。

現在、国において、第3次男女共同参画基本計画が策定されておりまして、本年中に閣議決定される予定となっております。

本年7月に、男女共同参画会議が、第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方について、政府に対し答申をいたしました。この答申の中で、家族に関する法制について、夫婦や家族のあり方の多様化や女子差別撤廃委員会の最終見解を踏まえ、選択的夫婦別姓制度を含む民法改正は必要であるとしております。

なお、この答申策定に当たって、パブリックコメントが実施されておりますが、この選択的夫婦別姓制度に関しまして、賛成、反対の立場からさまざまな意見が国民から出されております。

このようなことから、男女共同参画会議は、答申に当たり、多様な意見のある課題については、政府において十分議論を行い、第3次男女共同参画基本計画を策定するよう政府に要請しているところでございます。

説明は以上のとおりでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小早川宗弘委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第44号については、いかがいたしましょうか。

（「採択」「不採択」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 採択、不採択両方の意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第44号を採択とすることに賛成の委員の

挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○小早川宗弘委員長 挙手多数と認めます。よって、請第44号は、採択とすることに決定いたしました。

ただいま採択と決定いたしました請第44号は、国に対して意見書を提出してもらいたいという請願であります。

そこで、意見書(案)について、事務局から配付させます。

（事務局意見書(案)配付）

○小早川宗弘委員長 御一読いただきたいと思えます。

（意見書(案)一読）

○小早川宗弘委員長 意見書は、この案のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 御異議なしと認めます。この意見書(案)を、委員会として委員長名をもって議長あてに提出したいと思えます。

以上で請願並びに意見書に対する審議を終了いたします。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が7件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思えます。

それでは、関係課長から順次説明をお願いいたします。

○小林財政課長 財政課でございます。

それでは、まず報告事項1番目の中期的な財政収支の試算の見直しについて御報告申し上げます。

資料の1ページをお願いいたします。

まず、趣旨でございますが、昨年2月に策定いたしました財政再建戦略でお示しをいたしました中期的な財政収支の試算につきまして、今回、国の制度改正や財政再建戦略に基づく取り組みの進展等の諸要素を織り込んだ上で、平成23年度から24年度分の試算の見直しを行ったものでございます。

次に、2の見直しの前提でございますが、平成23年から24年度までの間、普通会計を対象に、経済成長率は考慮せずに試算を行ったところでございます。

また、財政再建戦略の進捗状況や県財政の本来の状況をより明確にお示しするため、財政再建戦略で見込んでいなかった事業といたしまして、戦略の策定後に追加・造成をいたしました経済対策に伴う基金を活用して行う事業等は、平成22から24年度の歳入・歳出には含めておりません。

また、平成24年度分について、政令市移行に伴います県から熊本市への権限移譲による歳入・歳出の増減については、協議中で未確定でもあるため、今回の試算には含めていないところでございます。

続きまして、2ページをお開き願います。

次に、(2)の推計の考え方、主な増減等でございますが、推計の考え方につきましては、基本的に財政再建戦略の策定時と同様でございます。

見直し前の見込みからの主な増減等につきましては、3ページの見直し結果とあわせて御説明をいたします。3ページをお願いいたします。

3番の見直し結果でございますが、歳出の平成23年度の欄からごらんいただきたく存じます。

このうち、一番左側の見直し前の見込みの



Aとしております欄が、財政再建戦略を策定した時の見込みでございまして、そこから2つ隣に行きまして、太枠で囲っております見直し後（経済対策分を除く）Cの欄が今回の見直し後の見込みでございます。

まず、歳出については、全体で165億円増加いたしております。

主な増減要因につきましては、2ページの主な増減等の欄とあわせてごらんいただきたく存じます。

まず、人件費につきましては、平成21年度の人事委員会勧告等による給料・諸手当の減、負担金率の変更などによる共済費の増、子ども手当創設による児童手当の増などにより、全体といたしまして44億円の増となっております。

また、投資的経費は、平成22年度から24年度において、連続立体交差事業の事業費が大幅増となることを考慮して、同事業を削減対象事業から除外したことなどによる増や直轄事業負担金の減などにより、全体で55億円の増となっております。

このような結果、歳出全体では165億円増加をしておるところでございます。

一方、歳入についてでございますが、一般財源の方が、国の中期財政フレームにおいて、地方の一般財源の総額については、平成23年から25年度の期間中、平成22年度の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとされていることに伴い、一般財源の総額を平成22年度を基準として見込んだことにより、165億円の増となっております。

このこともありまして、全体といたしましては、歳入は206億円増加をしておるところでございます。

そして、歳入から歳出を差し引いた財源不足額が140億円となり、これに対しまして、行政改革推進債の発行と繰越金などの活用による財源対策を行いまして、最終的な財源不足額が10億円となり、財政再建戦略策定時に

見込んだ11億円からは、若干の改善をしておるものと見込んでおります。

次に、平成24年度でございますが、これも太枠で囲っております見直し後（経済対策分を除く）のGの欄をごらんいただきたいと思っております。

歳出が全体で288億円増加しており、歳入も全体で333億円増加いたしております。主な増減要因につきましては、おおむね平成23年度と同様でございます。

そして、歳入から歳出を差し引いた財源不足額が135億円となり、これに対して、財源対策を行いまして、最終的な財源不足額は現在5億円を見込んでおるところでございます。

この間、財政調整用の4基金については、53億円を維持する見込みというふうになっております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

参考といたしまして、今回の見直し結果を反映した県債残高と基金残高の推移のグラフを掲載いたしております。

通常県債は、投資的経費の減などにより、平成24年度には9,973億円となり、1兆円以下となるものと見込んでおります。

なお、地方交付税の代替財源である臨時財政対策債等は、発行額の増に伴い、残高も毎年度増となっております。

また、財政調整用4基金の残高も、平成24年度まで53億円を維持することといたしております。

続きまして、5ページをお願いいたします。

5ページから6ページにかけましては、財政再建戦略に基づく主な取り組みについてといたしまして、(1)で財政システム改革について、(2)で行政システム改革について、これまでの主な取り組み内容を記載しておるところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

引き続きまして、報告第2号、平成21年度普通会計決算の概要について御説明をいたします。

まず、1の決算規模についてでございますが、表に取りまとめておりますとおり、歳入の総額は、前年度より約809億円増の約8,224億円となっております。主な要因は、経済対策に伴います国庫支出金の増などでございます。

歳出の総額は、前年度より約730億円増の約7,978億円となっております。主な要因は、経済対策に伴います基金の創設による積立金及び普通建設事業の増などでございます。

また、歳入と歳出の差である歳入歳出差し引き額は約245億円余であり、歳入歳出差し引き額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した実質収支は約128億円余となっております。

次に、2の各種指標でございますが、財政基盤の強さを示す財政力指数は0.389となり、前年度とほぼ横ばいでございますが、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は96.3%となり、前年度より3.5ポイント低くなっておりますが、財政の硬直化は若干改善しております状況でございます。

次のページ以降は参考資料でございますので、説明は省略させていただきます。

財政課分は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○小嶋市町村総室長 市町村総室でございます。着座のまま御説明申し上げます。

それでは、報告資料の1ページをお願いいたします。

政令指定都市実現に向けました最近の動きについて御報告申し上げます。

今回は権限移譲に絞って説明を申し上げます。

す。

まず、Iの(1)県から市への事務権限移譲でございます。

事務権限移譲につきましては、委員会の都度御報告を申し上げておりますが、昨年の10月に政令指定都市移行県市連絡会議を設置しまして、ほぼ1年をかけまして県、市で協議を重ねてまいりました。

この間、政令市移行を契機に、これまで県で実施してまいりました事務権限の中から、熊本市が主体的にまちづくりや住民サービスを拡充強化することにつながる343の事務事業を選定いたしまして、できるだけ多くの移譲が実現するように協議を重ねてまいったところでございます。

資料には記載しておりませんが、本年度に入りましてからも、6月県議会では、本年3月末時点で移譲を行う方向で整理が完了した約8割、270事務につきまして御説明申し上げます。その後も、残された73の事務につきまして、本年9月を目途に、精力的に協議を重ねてきたところでございます。

6月議会以降も、8月上旬には、委員の先生方に、7月末段階で残っておりました73の事務のうち51の事務の協議が完了いたしまして、12の事務を移譲し、また、39の事務につきましては、熊本市としては移譲を受けることが難しいとの整理がなされたことから、引き続き県で実施すること、さらに、残しておりました協議未了の事務が7月末時点で22となったことなどを、取り急ぎ報告をさせていただいたところでございます。

そうした経緯を踏まえまして、1ページの(1)の中段に記載しておりますが、9月末までに残っておりました22の事務につきましても、最終的に整理がなされまして、中段の①に表を掲げておりますけれども、その中に掲げておりますとおり、右の方に合計が出ておりますが、当初県から移譲対象としておりました343事務のうち、約9割となる303の事務

につきまして、移譲する方向で基本的整理がなされたところでございます。

また、表の一番下の40事務につきまして、受け手側の熊本市としては、先ほど申し上げておりましたように、移譲を受けることが難しいという判断がなされまして、それを踏まえまして、引き続き県で事務処理を行ってまいりる方向で整理がなされたところでございます。

そうしたことから、今定例県議会の冒頭で知事からも申し上げましたとおり、事務権限移譲につきましては、今後、県市間で最終的な詰めを行いまして、10月下旬を目途に、県市間の基本協定を締結することと予定されているところでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

この表は、6月議会の資料にもつけておりましたが、熊本市に移譲する事務の中で主な事務を掲げております。

いずれも当初から事務権限移譲の対象としていたものではございますが、具体的にどのような事務権限が移譲されるのか、移譲を行う効果の例などにつきましても、本日、追加してお手元にお配りしておりますが、参考資料の方に記載してございますので、後ほどそちらの方はごらんいただきたいと思います。事務移譲の343は、タイトルだけ掲げておりますので、そちらの方をごらんいただきますと、細かい事務がわかるようになっております。

それでは、2ページの方の表に戻っていただきまして、表の中から、先ほど申し上げました8月段階で残ってございました事務につきまして、主なものを御説明申し上げます。

まず、2段目の法令任意事務の4番目の丸印の河川管理に関する事務でございますが、熊本市内を流れる河川の中から、都市基盤河川改修事業として既に熊本市が整備を進めている河川が7河川ございます。具体的には、藻器堀川、保田窪放水路、健軍川、鶯川、万

石川、兎谷川、それから麴川でございます。さらに、まちづくりの視点から、水前寺江津湖公園と一体となって都市空間を形成しております加勢川の合わせて8河川の移譲を行う方向で整理がなされたところでございます。

また、表側の4番目の事務処理特例等のところでございますが、その一番下の丸、最後に残ってございました22事務の中で、熊本市の方が移譲を受けることとなったものでございますが、水前寺江津湖公園広木地区の設置に関する事務でございます。

これにつきましては、熊本市が管理しております上江津湖地区や今回移譲する方向で整理をしております藻器堀川、加勢川と相まって、一体的な管理や整備、利活用の観点から移譲する方向で整理がなされたところでございます。

次に、③の表には、引き続き県で実施することとなる主な事務を掲げておりますが、最後まで残ってございましたのが連続立体交差事業に関する事務でございます。これまで県が事業主体となって進めてまいりましたが、事業の最盛期を迎える平成24年度の時点で熊本市が事業を引き継ぐことは、事業の円滑な進捗に影響を及ぼす可能性があること、また、現在、県が事業主体となって、熊本市も負担金を出して事業を進めておりますが、財源は双方とも交付税措置のある一般公共事業債を充当してございまして、これが熊本市が事業主体になって県が負担金を出すスキームに変更されますと、県の負担金については一般公共事業債を活用できなくなることから、結果的に、県の財政負担が増加することが明らかになったことなど、県及び市双方ともにこの事業を移譲するメリットが得がたいという判断に立ち至ったことから、引き続き県が事業主体となって事業を継続する方向で整理がなされたところでございます。

それと、これらの事務権限移譲につきましての整理が進捗してまいったことによりまし

て、事務権限移譲分も含めまして、熊本市が政令市に移行することに伴って、県の財政収支にどのような影響が生じるかという現時点での試算が可能になってまいりましたので、政令市移行後20年間の見通しにつきまして、先ほど申し上げましたお手元の参考資料の一番最後、10ページでございますが、そちらの方に整理をしておりますので、そちらの方で御説明を申し上げさせていただきたいと思っております。

それでは、この表は、A欄は、結論、概要のところを書いてございます。B欄は、20年間の平均をとって、単年度でどうなるかというのを、歳入、歳出、それぞれ表にしております。C欄は、試算の前提になってございまして、数字はすべて一財ベースということになっております。

まず、破線で囲みました一番上のA欄をごらんください。

今回の試算の結果では、政令市移行初年度におきましては、県財政に約5.7億円ほどの収支悪化が見込まれますものの、熊本市に移管する道路事業等につきましては、県では、24年度以降、新たな県債を起す必要がなくなつてまいります。したがって、県が従前同様に起債をして事業を行っていた場合と比較しますと、毎年度必要となつてまいります償還額がその分不要となりますので、財政収支にはその分プラスできてまいります。

ただし、その効果が出てくるのに時間がかかることと、償還額が後年度になるほど累増しますので、プラス効果が逆に拡大することによってございまして、全体の財政収支は後年度となるほど改善してまいりまして、29年度からは全体収支が黒字に転ずることとなります。

その結果、2つ目の黒丸でございますが、後ほどC欄の説明のところでは触れますが、市から県への県債引き継ぎ負担金の償還が完了します平成43年度までの20年間で見ますと、

県の財政収支は、平均でございますが、歳出面で約56.8億円の減、歳入面で約44億円の減少となりまして、入ってくるお金の減少が出ていくお金の減少よりも小さくなりますので、年間の一財ベースでは約12.8億円の黒字——20年間で約250億円程度になりますが、その効果が生ずるものと試算しているところでございます。

B欄は、その計算の基礎になりますので、項目だけ触れていきます。歳出の方をごらんください。左側でございます。

一番上の黒く網がかかっておりますところが、法令で移譲します国県道管理に係る歳出で、約44.7億円歳出が減る。次の網かけに係る分は、その他の法令で移譲します事務に係る歳出で、約7.5億円の減。小計を挟みまして、その下の網かけの部分が、任意事務で移譲するものと、後ほどC欄で説明しますが、3単県の補助金の見直し分2.9億円の減を含めまして、4.6億円の減ということになります。

それから、移譲事務に係る歳出の合計が、(A)でございますが、56.8億円になります。

右の表が歳入に関する項目でございますが、一番上の地方交付税で2.3億円の増となります。

その下の譲与税等と書いてありますが、43.3億円の減につきましては、国県道管理に係る財源として措置されております道路関係の譲与税等が、権限移譲に伴って熊本市に移管される分でございます。

また、宝くじ収入17.9億円の減につきましては、収益金全体の額から、政令市が発行主体に加わりますので、市町村分のサマーとオータムジャンボの分を除きました分を人口で按分をいたしまして、その分熊本市の歳入に移るものでございます。

さらに、その下の欄、県債引き継ぎ負担金14.9億円の増につきましては、現在県が管理しております国県道について、政令市に権限

を移譲することに伴いまして、先ほど申し上げましたように、県の道路整備の財源の一部として発行した県債の償還財源も含めて市の方に移譲されますので、県発債、これまで県が発行していた県債でございますが、その償還を引き続き行っていく県に対しまして、その所要額相当を熊本市が負担することで整理されたところでございます。

以上の結果、歳入に係る県の財政収支は、(B)年間44億円の減少となります。

なお、一番下のC欄につきましては、試算の前提を整理しておりますが、主なものを御説明しますと、2つ目のポツでございます。

人件費につきましては、1人当たり約800万円で、ほぼ固まりました移譲事務に係る換算職員数、確定値ではございませんが、81人を基礎としております。

また、下から4つ目のポツですが、河川移譲に伴いまして、既に都市基盤河川整備補助金、これは国、県、市が各3分の1ずつ負担するということになっておりますが、それを受けまして熊本市がもう既に整備中のが5河川ございます。この事業のスキームが、熊本市が河川管理者としての立場から工事をするということになりますと、補助スキームが国2分の1、市2分の1に変更されますことから、経過措置として、当面する市の負担増につきまして、一定期間助成をすることで整理されているところでございます。

その下のポツでございます3単県補助金—ひとり親家庭等医療費助成、重度心身障害者医療費助成、乳幼児医療費助成でございますが、につきましては、先ほど御説明申し上げました県債の引き継ぎ負担金と同様、直接移譲事務ではございますが、先行政令市ではすべて調整項目に上がってございますので、熊本市の政令市移行に伴いまして、保険・医療・福祉分野における市の役割の拡大と、先行する政令市、中核市における見直し状況を踏まえまして、県からの現在の補助率を2分

の1から3分の1に見直すことで整理がなされたところでございまして、こうした条件によってB欄の試算を行ったということでございます。

それでは、委員会資料の方に戻っていただきまして、次に3ページをお願いいたします。

(2)に記載しておりますが、今回移譲する方向で整理した事務につきましては、円滑な事務権限の移譲ができる方向で、県、市で連携をいたしまして、今後準備等に取り組んでいくこととしているところでございます。

また、今回の343の移譲対象事務には上がっていなかった事務等につきましても、将来的にはできるだけ多くの事務権限移譲ができるよう、引き続き検討を継続していくこととしているところでございます。

県が直接やらなくてはならないものにつきましては、制度上、これは県が引き続き担っていくところを、その下のなお書きのところを書いていくところでございます。

次に、大きなIIの今後の取り組み予定でございますが、総務省への事前説明に関しましては、4ページの①に詳しく記載をしておりますが、総務省に対して、政令市の指定を受けようとする理由、政令市としてのビジョン、それから熊本市が政令市と同様の都市的要件を備えていること、あるいは県からの事務権限移譲の内容、行財政体制の状況等につきまして、総務省を中心に詳細に説明を申し上げまして、御理解をいただいた上で、関係省庁全体が加わって最終的に閣議決定がなされる、このプロセスを踏まえまして、4月以降、県と熊本市で連携しながら総務省への事前説明を行っているところでございます。

3ページの左下に戻っていただきますと、スケジュールがございます。これは4ページの②とも重なりますので、3ページの左下をごらんいただきながら御説明申し上げます。

24年4月を目標といたしますと、既存の政

令市の例によれば、総務省への事前説明が進捗し、県から市への権限移譲の内容が固まった段階になりますと、熊本市議会での議決を経まして、県に政令市指定に関する要望書が提出されてまいります。

これを受けまして、県といたしましても、国に対して、政令市としての指定を要請する旨の意見書の議決を議会で行っていただきまして、23年度早々にも県から国へ正式要望、そういたしまして、23年度半ばに閣議決定、政令公布という、ミリミリのスケジュールで現在予定を立てさせていただいて、取り組みを進めさせていただいているところでございます。

最後になりますが、政令市指定問題の付託委員会でございます昨日の道州制問題特別委員会におきまして御審議を賜りましたけれども、連続立体交差事業につきましては、政令市移行を契機に、負担割合を見直す必要があるのではないかなどの意見が出されまして、現在、来週中にも再度委員会での審議をお願いすべく、準備をさせていただいているところでございますので、その審議結果につきましても、委員長にまた御相談申し上げまして、委員の先生方にも御報告をさせていただきたいというふうに考えておりますので、その点につきましてもあわせて御報告を申し上げます。

以上でございます。

○佐藤地域振興課長 地域振興課でございます。

報告資料の熊本県過疎地域自立促進方針について(概要)をお願いいたします。

この自立促進方針を策定いたしましたので、御報告するものでございます。

まず、策定の目的につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第5条の規定に基づきまして当該方針を策定するものでございますが、この方針は、本県が行う過疎地域自立促

進のための対策の大綱であるとともに、過疎地域市町村が計画を定める際の指針となるものでございます。

対象期間でございますが、平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6年間でございます。

県内の過疎地域市町村は、資料の(2)に記載しております27市町村でございます。

次に、自立促進方針の基本的な事項について記載をいたしております。

過疎地域の現状と問題点といたしましては、若年者の都市部への人口流出等に伴いまして、高齢化が急速に進行しております。そのことで、産業の担い手の不足や後継者不足、地場産業の停滞など、地域活力の低下が懸念をされているところでございます。

また、道路や生活排水処理施設、水道等の社会基盤整備及び保健・福祉・医療サービスなど、住民生活に係る多くの課題を抱えております。

こうした課題に対しまして、過疎地域の自立促進の基本的な方向といたしまして、過疎地域の住民が安全・安心に暮らせる地域として健全に維持されるよう、道路整備や生活環境の整備、生活交通の維持・確保、医療、福祉などのナショナルミニマムの確保を図りますとともに、各種産業の振興に取り組むこととしております。

また、これまでの施設等の整備によるハード事業に加えまして、地域の実情に応じたソフト事業に取り組むこととしておりまして、総力の結集、安全・安心な生活の確保、生き生きとした暮らしの実現、こういった3つの視点を持って過疎地域の自立促進に向けた振興策を展開していきたいと考えております。

裏面をお願いいたします。

各分野の施策の方針を記載しております。

(1)の産業の振興から(8)の集落の整備等、こういった各項目について、必要となる施策を行うこととしております。

以上が過疎地域自立促進方針の御報告でございます。

引き続きまして、お手元に冊子を配付しております第五次水俣・芦北地域振興計画について、その概要を御説明いたします。

概要の報告資料の方をお願いいたします。

まず、計画策定の背景・目的でございます。

昭和53年の閣議了解に基づきまして、昭和54年度から4次32年間にわたりまして、水俣・芦北地域振興計画を策定し、関係市町とともに水俣・芦北地域の振興に取り組んで、一定の成果を上げてきたところでございます。

しかしながら、依然として厳しい雇用情勢など、多くの課題が残されておりますところから、なお一層の地域振興を図るため、引き続き第五次水俣・芦北地域振興計画を策定しまして、水俣・芦北地域の再生と振興を目指すものでございます。

計画の概要について御説明申し上げます。

構成及び期間でございますが、まず、平成23年度から27年度までの5年間を計画期間としております基本構想編と、それから、単年度ごとに策定します実施計画編の2部構成といたしております。

策定の時期は、本年7月でございます。

基本理念と目標でございますが、地域の厳しい経済・雇用情勢を踏まえまして、環境への負荷が少ない、持続的に発展する地域づくりに取り組むこととしておりまして、3つの目標を定めて水俣・芦北地域の再生と振興を目指すこととしております。

4番の視点でございますが、1つ目は、環境に加え、雇用を重視するというにしたことと、2つ目は、ハード対策にあわせてソフト対策にも積極的に取り組むということとしております。

裏面をお願いいたします。

主な重点施策といたしまして、目標の1に

対応するものとして、①地域産業の振興と雇用の創出及び②の次世代エネルギー・社会システムの構築の新たな取り組み、それから、③特色ある農林水産業の振興、④南九州西回り自動車道等の整備に引き続き取り組んでまいります。

また、目標の2に対応するものとしまして、⑤の地域住民全体の医療・福祉の向上、それから、目標3に対応するものとしまして、⑥の水銀に関する国際会議の招致などの推進、こういったことに取り組んでまいります。

最後に、この計画の提案でございますが、去る7月28日に、水俣・芦北地域振興に関する各省連絡会議におきまして、国の各省に対しまして計画を説明したところでございます。

以上、御報告申し上げます。よろしく御願いたします。

○田中川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。座って失礼いたします。

お手元の川辺川ダムに関する直近の状況について、1ページをまずごらんください。

まず、ダムによらない治水でございます。

直近の検討する場の概要を御報告します。

国は、これまでの議論等を踏まえまして、球磨川水系における治水対策の基本的考え方(案)を提示いたしました。

この基本的考え方では、直ちに実施する対策を迅速に進めつつ、引き続き検討する対策については、さらに検討を重ねた上で、実施可能となったものから着手していくという、2段階の進め方となっております。対策の詳細は、資料の後ろの方に別紙1から3がっておりますので、後ほどごらんください。

会議では、1ページの②のとおり、流域の首長から、対策のスピードアップを初めとする意見が出されました。また、知事から、国

に対しまして、③のとおり、事業の早期着手、予算規模の拡大等を要望しております。

これに対しまして、④のとおり、国交省の方からは、いろいろな意見をいただいたが、直ちに実施する対策は、参加者間で大まかな共通認識・理解は得られた、また、個別対策について、地元調整を行い、迅速に進めていきたい、そして、大きな課題である予算確保について、地元から強い要望があったことは本省に伝えるという発言がなされております。

今後の対応でございますが、対策のスピードアップ等について、予算規模を拡大し、早期完成するよう引き続き国に求めていくとともに、今後も一層の安全度の向上を目指し、国や市町村と一緒に議論を深めてまいります。

また、県管理の支川については、球磨川本川の整備状況にあわせ、上下流バランスを考慮しながら、速やかに検討を進めてまいります。

裏面をお願いいたします。

次に、五木村の振興でございます。

去る6月20日、三日月前国交副大臣が五木村を訪問した際の提案に基づきまして、国、県、村の3者により、五木村の今後の生活再建を協議する場を設置いたしました。

これまで3回の会議を実施し、今後の進め方を確認するとともに、現地調査、それから、村議会議員、各種団体、村民の方々からの御意見を伺っております。

主な御意見の概要を3ページに記載しておりますが、ダム関連事業や水没予定地の利活用、雇用対策、定住対策等について、切実な声をお聞きしたところでございます。

今後の対応ですが、資料の最終ページに別紙4というものをつけております。フロー図でございますが、五木村の現状についての共通認識から中間整理、そして取りまとめという流れで進めていくこととなります。

最後に、五木村振興に関する直近の動きを3つほど御紹介いたします。

資料は4ページ目、2枚目の裏でございます。

3つほど御紹介しますが、まず①ですが、去る9月、1カ月間、熊本交通センターホテルにおきまして、五木村のシカ肉や農産品を活用したランチバイキングというものを、五木村フェアとして開催されました。②でございますが、これは「いつきちゃん号」の運行でございますが、この8月から11月の4カ月間、土・日・祝日に、人吉市から五木村の間の定期観光バスの運行をいたしております。③のコバサクの実施ですが、水没予定地の一部を活用しまして、伝統的な焼畑農業を再現し、そばを植えました。

このように、民間企業や村民の自発的な取り組みも始まっているところでございます。

以上でございます。

○小早川宗弘委員長 ちょうどチャイムも鳴りましたので、ここで一たん報告に対する説明を中断しまして、昼食の時間をとりたいというふうに思います。再開は、ちょっと早目に12時50分からしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 じゃあ、一たん休会いたします。

午後0時1分休憩

午後0時51分開議

○小早川宗弘委員長 それでは、委員会を再開します。

午前中、1件報告が残っておりますので、高田交通対策総室長から報告をしてください。

○高田交通対策総室長 交通対策総室でございます。



平成21年度の肥薩おれんじ鉄道株式会社の経営状況につきまして、お手元の資料によりまして説明申し上げます。

1 ページ目は、同社の概要を記載しております。

2 ページ目をお願いいたします。

上段に、開業以降の業績を示すとともに、下段に、21年度の決算概要を示しております。

平成21年度の利用者数は約156万人に上り、前年度の163万人に比べて減少し、また、旅客収入は約2,600万円減少いたしました。また、架橋や駅構内の跨線橋に係る受託工事の受注額増により、営業収入が11億2,200万円余と、前年度より増額いたしました。

費用につきましては、燃料費が減少した一方、受託工事に係る経費の増加のため、営業費が13億1,900万円余となり、減価償却前の営業損失が1億4,900万円余となりました。なお、鹿児島県の経営安定対策事業補助金や固定資産売却益などの特別利益の計上により、当期損失が6,319万円となりました。

3 ページ目の上段で、損益計算書としてまとめるところでございます。

3 ページ目の下段では、貸借対照表を記載しております。

資産の部についてですが、流動資産は、現金、預金や年度をまたいで収入が会社に入るために未収金となっている額などの6億4,600万円余であり、また、固定資産は、主に鉄道施設や車両から成る有形固定資産などの5億8,400万円余となっております。

一方、負債の部の合計は5億4,300万円余、純資産の部の合計は6億8,800万円余となっております。

4 ページ目をお願いいたします。

会社の事業方針といたしまして、運賃収入の増加のために、特に定期外収入の増加に向けて、昨年、同社に発足しました営業部を中心に、沿線内あるいは熊本、鹿児島を中心部

でのイベント場でのPR活動、沿線の景観の魅力を生かした国内あるいは東アジアの国からといった海外からの誘客旅行商品の造成、JR九州などへの旅行商品開発の働きかけなどを行うとともに、継続的な運行の確保の観点から、熊本、鹿児島両県でのふるさと雇用再生特別基金事業を活用するなどして、部門別のプロパー職員の確保に努めていきます。

次に、会社、県、沿線自治体、地元観光団体などから成る肥薩おれんじ鉄道沿線活性化協議会におきましても、沿線の学校、保育園、幼稚園などと連携した沿線内地域住民の乗車運動の展開、沿線の観光資源を題材としました事業や熊本・鹿児島両県の相互交流を目的とした誘客活動、肥薩おれんじ鉄道の車内やレールなどの維持に要する費用を一部負担していただく車両一口オーナー制度の募集の支援などに取り組んでまいります。

5 ページ目をお願いいたします。

企画列車の実施やプロパー職員の確保に当たっては、国交省や厚労省の事業を活用しているところでございます。

5 ページの(3)にあるところの雇用者に関連する数字は熊本県側のみでございまして、これに鹿児島県側の数同数を入れた倍の数が、会社として雇用する予定となっている数でございます。

ただ、これまでも県としては、並行在来線を各県と連携し、新たな支援制度を構築してもらおうよう、国などに対し要望しておるところですが、いまだ新たな制度が確立されていない状況にあります。引き続き新たな制度の確立の実現に向けて頑張っていきたいと考えております。

以上でございます。

○小早川宗弘委員長 以上で報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○大西一史委員 まず、政令指定都市実現に向けた動きということで御報告がありました。これについては、いろいろと県から市への権限移譲が着々と進んでいるということで、それなりにいよいよ具体的に動き出しているなという感じがいたしております。

そうした中で、今後の取り組み予定ということでずっと書いてありますけれども、資料の4ページで、総務省への事前説明というのがあります。国に対して「県と熊本市が連携して月1～2回のペースで説明を行っている。最終的には、政令指定に関わる関係省庁全てが、熊本市を政令市として指定する必要性を主体的に理解することで閣議決定がなされることとなる。」ということなのですが、この熊本市を政令市として指定する必要性を主体的に理解するという、その判断基準というのは一体何なんですかね。明確な基準は多分ないんじゃないかなというふうに思いますが、これはどういうふうに理解すればいいのか、教えてください。

○小嶋市町村総室長 もともとこの政令指定都市制度というのは、先生御案内のとおり、地方自治法の中では50万以上という形になっております。ただ、沿革的な理由で、ひところは100万以上、将来的に100万が望めるという形で、順次指定が拡大されてきた経緯がございます。

また、合併特例によりまして、人口要件については基本的には70万程度という形まで引き下げられましたけれども、基本的な大都市としての実体を有しているかどうかというところにつきましては、既存の政令市と同等程度のそういう大都市としての要件は備えていると。例えば、人口でございますとか、面積でございますとか、人口密度でございますとか、さまざまなメルクマールがありますけれども、そういったものが明らかに——これとこれを満たしたならば政令市に指定がなされ

ますと、そういったものは明らかになっておりません。

したがいまして、そこに主体的にというふうに書いておりますけれども、過去の政令市に指定されたところはすべてでございまして、我々の方としては、地方の方としては、都市として、既存の政令市と比較した場合に、十分その大都市としての要件、そしてまた大都市に特有の行政ニーズというものの存在、そして、それを実施するための行財政体制というものが整っているということ、こちらの方からそれぞれ提起をいたしまして御説明をしていくと。

そして、そのことについて、それは地方の側からのアプローチでございますので、国は国として、確かにこの都市は、大都市、既存の政令市と遜色はないと、そしてまた大都市需要もあるし、というような観点から、国における主体的な判断というものが醸成されたときに、各省庁全部集まっての閣議決定になると、そのような流れがございますので、私どもの方も、先ほど少し触れましたけれども、これまで合併を重ねてきた経緯、そしてまた、熊本市が政令市になろうとしているこちら側の、市側の理由であり、ビジョンであり、そういったものの説明を今一生懸命やっている、そういうことでございます。

○大西一史委員 ということは、明確な——法律的には、たしか人口は50万以上というふうにうたわれているというふうに思いますが、それも結局ある程度大都市であるというようなことで、あくまでも国の方で閣議決定に至るまでのプロセスというのは、何か明確なきちとしたルールがあるわけじゃないわけですね。

だから、そういう意味では、県も市も、月に1～2回、こうやって上京してこれは説明しているわけですね。市だけじゃなくて、これは県も一緒になって、この政令市という

のはこれまでも実現に向けて一生懸命やってきたわけで、これからも当然そういうふうになるわけであろうかというふうに思うわけです。

そういう中で、きのう、道州制問題等調査特別委員会において、前川委員の方から、県、市の連続立交の負担割合の話が出て、7対3を見直したらどうだとか、5対5にしたらどうだとか、こんな話がいろいろ出ているわけですね。

こういういろいろな議論というのは、私はあっていいというふうに思います。負担割合をどうするかも含めてですけれども。ただ、こういったことが、政令市で何かマイナスに——何か地元がまとまっていけないんじゃないかとか、マイナスになるようなことではちょっと困ると思うんですが、この辺はきちんと、逆に言えばどうしてこういうふうになったのかという説明を、これは特別委員会でもするというようになっておりますけれども、その辺もきちとした説明が要するというふうに思うんですが、これは、逆に今までの流れの中で、国が政令市を閣議決定するまでのプロセスの中に、何かこれが影響を与えるとか、そういったことはないと考えてよろしいですか。

○小嶋市町村総室長 政令市に向けて、24年の4月という大きな目標が県、市ともにございます。それで、あと1年半という形になってまいっておりますので、だんだん中身も詰まってきたところでございますので、いろいろと御意見等もいただいているところだと思っております。

今先生がおっしゃられましたように、政令市の指定に向けて、既存の先行する政令市もそうでございますが、まず基本は、県も市も一体となって政令市を進めていく、県も市も一体となって同じ考え方で政令市の指定をお願いしたいと、そういう基本的なスタンスが

政令市指定の前提になるものだというふうに理解をしております。

したがいまして、それぞれ今御心配されておりますような点につきまして、総務省の方にも——これは途中の経過でございますので、いろいろと御意見が出てくるのはそういうところだと思いますので、そういった趣旨をきちんと御説明を申し上げまして、引き続き県市一体となって進めていると、そういう印象を持っていただくように、引き続き対応してまいりたいと、そんなふうに思っております。

○大西一史委員 今小嶋総室長言われたように、国に対しても、これはあくまでの議論の経過の中でいろいろ現場レベルで起こっていることであって、今確認したように、県も市も政令市実現に向けて一体となって動いているということは、きちんと国の方に理解していただくようにやっていたかなければ困るというふうに思っておりますので、その点は強く要望しておきますので、誤解されないようによろしくお願いしたいと思います。

それと、政令市移行に伴う財政収支の影響額試算等々がさっきの資料でも出ていましたけれども、そういうことも含めてですけれども、政令市になってどうなるんだろうというところが、やはり今回の県議会での代表質問や一般質問でもたくさん質疑がなされたように、わからない部分もあると。

これは、今財政の収支の影響額ということで、あくまでもいろんな試算の前提がある上での試算であるから、ただ20年ぐらいのスパンで見れば12.8億ぐらいのプラスが出るということですから、非常に長い目で見ると、やはり政令市の効果というのはあるというふうに思います。財政的な効果だけでなく、これはあくまでも財政収支だけですので、それ以外の部分の、二重行政が排除されることによるいろんな効果というのが、目に見えない効

果というのが、まだ数値化できないような部分もやっぱりいろいろ出てくると思うんですね。

そういったメリットについても、これからやっぱり政令市に移行する前の段階でしっかり整理をしながら、その意義といいますか、そういったものをしっかり——これは国に対してもそうですけれども、やはり県民が豊かになるための政令市であるわけですから、その点については、財政的な試算、収支試算だけではない影響もきちっと説明できるようにしておいていただきたいというふうに思いますが、その辺についてはある程度まとめていかれると思いますが、そういうふうに考えていてよろしいですかね。

○小嶋市町村総室長 ちょっと財政の話もごさいますけれども、市町村総室の方からお答えさせていただきます。

今大西委員がおっしゃられましたように、今回の財政の試算につきましても、前提となる権限移譲がある程度固まってきたということで、一応試算がはじかれる状態になりましたので、急遽そういう準備をさせていただいたところでごさいますけれども、その試算の中からも、きのうもお話があつてございましたけれども、熊本市の方にもプラスの効果が出てまいりますし、県の方にもプラスの効果が見込まれると、そういう試算結果になっております。

したがいまして、政令市に仮に移行すれば、財政面からはお互いにプラス効果が見込まれる、こういうことが今回の試算で明らかになってきたと。それに加えて、今委員おっしゃられましたように、外からの磁場になって、大きな吸引力を發揮してプラスの、例えば税収が上がるとか、企業が誘致されるとか、いろんな効果があるかと思っておりますので、そういった点につきましても、これからまたしばらくごさいますので、そういった中

で逐次そのあたりのところも整備をしながら周知等にも努めてまいりたいと、そういうふうに考えているところでございます。

○小早川宗弘委員長 ほかに質疑はありませんか。

○濱田大造委員 関連するんですけども、基本的なことでちょっと恐縮なんですけれども、政令市に移行後の県の年間の予算というのは幾らになって、市の予算というのは幾らぐらいになるのか、教えてください。

○小林財政課長 財政課でございます。

県の予算については、財政課の方からお答えさせていただきたいと思います。

今回の試算の方で、一般財源ベースで、平均いたしまして56.8億円移譲するというところでございますので、これに伴いまして、事業費ベースでどうなるかということでございまして、事業費ベースではさらに額の方が膨らんでまいりますので、道路関係については100億円から140億円程度減るかなというふうに今見込んでおるところでございます。

○濱田大造委員 熊本県においてくるお金と政令市の熊本市においてくるお金、トータルでプラスになれば、非常に県にとっては喜ばしいことかなと考えています。その辺はどうなるのかと、あともう一つ、10ページを見て話しているんですが、81人減員ということなんですけれども、この程度で済むのかどうか、教えてください。

○小林財政課長 財政課でございます。

県の試算といたしましては、本日お示しいたしておりますとおり、20カ年平均収支でプラス12.8億円という効果が出るということでございまして、市の方でも、それを上回る財政効果が出るということでございまして、

県、市双方にとって、政令市を目指していくということには一つメリットがあるのかなというふうには思っております。

また、人件費についてのお尋ねでございますが、これにつきましては、今事務に従事している方が、その事務に従事しなくなった場合に、どれぐらいかかるかというものを理論値で算出したものでございまして、その結果81となっておりますというところでございます。

○大西一史委員 中期財政試算の見直しですが、これをずっと見ていまして、これで説明がありましたとおり、やや改善する部分もあるとはいえ、財源不足というものが出てくるということなんです。財政再建戦略に基づいていろいろやっていく中で、今の財政収支の試算を見たときに、非常にまだまだ厳しいなというふうに私自身は見ているんですが、この試算をされて、どういうふうな感想といいますか、考えを持っておられるのかをちょっとお聞きしたいんですけれども、非常にちょっと雑駁な説明で申しわけない。

○小林財政課長 財政課でございます。

中期試算を担当したわけですが、財源不足額については、委員御指摘のとおり、11億円が戦略を策定した当時の見込みでございましたが、それに対して、23年度の財源不足額が10億円ということで、若干の改善をしたところではございますが、資料の方を見ていただければおわかりかと思いますが、4ページにございますように、臨時財政対策債の方もふえておるような状況でもございますし、引き続き財源不足が生じているというのは変わりのない状況でもございます。

もちろん、戦略に基づく取り組みというのをまた引き続きしっかりと進めていって、行財政改革を続けていく必要があるんじゃないかというふうに思っております。

○大西一史委員 戦略自体も、これは結局、歳入も今の状況でいくと非常に、まあ税収もやっぱりなかなかたくさん見込めないような状況がある中で、まだまだ厳しい状況になっていくんじゃないかなということが予想されるわけですね。

いろんな努力をされていてこの現状の今の数字ということになっているんだろうというふうに思うんですが、それでもやっぱり10億足りぬということですね。例えば、考えてみれば、さらなる努力が要るだろうと。それは、ただ単に、今の財政再建戦略、知事が策定、知事というか、みんなで策定した財政再建戦略を粛々とやっただけで何とかなるものなんですかね。

○小林財政課長 財政課でございます。

御案内のとおり、どうしても地方自治体となりますと、国が定めた行財政制度の中できか動けない部分があるということで、県だけの努力では難しい部分があるのはそれは事実ではあると思いますが、さはさりながら、知事も申し上げているとおり、国のせいにはしないというスタンスで今まで努力をしておるところでもございます。

したがって、戦略に基づく取り組みがちゃんと効果を上げているのかどうか、そういったものを一つ一つしっかりと見ながら、引き続き行財政改革を進めていく必要があるというふうに思っております。

○大西一史委員 今いみじくもおっしゃいましたけれども、中期財政見通しというのは、あくまでも見通しだけであって、途中の試算だけなんですね。だから、これが試算をしたからといって何も変わらないわけです、財政状況というのは。だから、これを好転させるための手立てというのをこれからどうやっていくのかというところがやっぱり重要だろう

と思います。

そこで、5ページ以下のいろいろなシステム改革といったことが必要になってくるというふうに思うんですね。だから、この辺について、いろいろと今上げている以上の財政効果ですね。財政効果額、いろいろ書いてあるんですけども、やはりこれ以上見込めるものというのはなかなか出てこぬというところはあるのかもしれませんが、一般行政経費の見直しで86億財政効果が出ましたよとかと言いますけれども、補助であるとか協議会負担金の見直しとかということが事例になっているけれども、じゃあ維持管理経費なんていうのは、具体的にどのくらい落としたのかというのわかりますか。

○小林財政課長 調べて、また御報告したいと思います。

○大西一史委員 調べて御報告というんじややっぱり困るんですよね。ここで資料をいろいろ出しておられる、しかも、この財政見直しということを考えれば、非常に厳しいという状況はわかるとるわけですから、その辺はぱしっと答えてもらわなきゃ困ると思います。

やっぱり補助金は減らしました、いろんなことをやりました、人件費も減らしました、やってきた、やってきた中で、結局は、やっぱりそれでもまだ足りませんというわけですから、ちょっと厳しい言い方をあえてさせていただいていますけれども、そのぐらいの認識を皆さんが共有をしていないと、熊本県の財政健全化というのは、再建というのはなかなか難しいというのが、この試算でも明らかだということだろうというふうに思います。

これも、今出せとは言いませんけれども、例えばそういう一つ一つ、財政効果額が出たものも、さらにもっと絞れるものがないのか。それから、その中でも夢を実現するため

に知事は何とかやっていくというふうにおっしゃっているわけですから、そうであるならば、新年度の予算編成に向けて、もう少し張り張りのつけられるような、まあ張りも張りもどうつけるんだというような話も、今の財政課長の説明では、地方自治体でやることには限界があるというふうにおっしゃいましたけれども、ただ、やっぱりある程度プライオリティーをつけてやっていただかなければならないというふうに思うんですが、新年度に向けて、どういう形でやっていこうと思われているのか、予算編成に反映させていこうと思われているのか、その辺の覚悟も含めてお聞かせください。

○小林財政課長 財政課でございます。

まず、先ほどのお尋ねの維持補修費の関係でございますが、財政効果額といたしましては、平成22年度の当初予算額ベースで申し上げますと、当初が、平成20年度6月補正後、大体30億弱組んでおりましたものが、当初予算額ベースで平成22年度では18億8,300万ということで、効果額としては11億の効果を上げておるところでございます。

これから来年度の予算編成に向けた作業が進んでいくわけでございますが、委員のおっしゃられますとおり、しっかりと財政再建をすべきところはした上で、将来的に——今、企画課を中心に、これから蒲島県政の最終年度に向けてどのような予算を組むかということを議論しておるところでございますので、そういった議論を通じまして、財政再建とプラスくまもとの夢の実現という、二兎を得るような予算を進めてまいりたいというふうに思っております。

○大西一史委員 何でここまで厳しくいろいろ言うかという、やっぱり財政状況がある程度——知事は、財政再建戦略を立てることによってめどが立ったというような、一つの

道筋をつくったみたいない方をよくされておられましたけれども、果たしてそうなのかという疑問がやっぱりあります。なかなかこの財政再建戦略を立てただけでは、やっぱり不十分なんだというような実態がこの試算のかなというふうに私は感じているんです。

だから、今この段階でこれ以上のことはもうお尋ねはいたしませんけれども、ただ、やはりまだまだ前途多難であるという状況を、執行部、これから予算編成に入っていく中で、各課から予算要求が上がってくるというふうに思いますが、その辺をしっかりと意識していただくように、総務部長にも、ぜひしっかり取り組んでいただきたいということをお願いしておきます。

以上です。

○小早川宗弘委員長 ほかに質疑はありませんか。

○濱田大造委員 財政課にお聞きしたいんですが、関連してなんですけど、4ページ、中期的な財政収支の試算を見て質問するんですが、2点ございまして、財政調整用4基金が平成20年から53億円でずっと続くことになっているんですけれども、53億円というのは、これは何か意味があるのか。予定調和的に53億円になっているのはちょっと違和感を感じるんですが、それはなぜなのかと、あと通常県債、このグラフを見ますと、通常県債は若干減ってきているんですが、臨時財政対策債、これが急激な伸びを示していると。トータルでは随分借金がふえているんだなと考えているんですが、この臨時財政対策債がふえている理由を教えてください。

○小林財政課長 財政課でございます。

まず、1点目の基金の残高の53億円の維持でございますが、こちらにつきましては、蒲島知事が就任した当初の基金の残高でありま

す53億円を、戦略期間中、取り崩すことなく維持をしていこうという目標から生まれておるものでございます。

2点目の臨時財政対策債につきましては、地方交付税の説明資料の欄にも書いてございますとおり、地方交付税の代替財源として発行されるものでございまして、交付税の特別会計の方も財政が厳しい状況でございますので、年々、臨時財政対策債がふえておると、そういった状況にございます。

こちらの臨時財政対策債につきましては、後年度、元利償還金のすべてが交付税措置される予定となっております。

○濱田大造委員 そうしたら、この臨時債の方は、特に注視する必要はないと考えてよろしいのでしょうか。

○小林財政課長 財政課でございます。

臨時財政対策債については、ある一定程度ふえる——今ふえておる状況ではございますが、借金であることには変わりはありませんので、なるべく使わない方がいいのが財政運営ではございますが、このようにふえていくことはちょっとやむを得ない部分もあるのかなというふうに、今の時点では考えております。

○濱田大造委員 過疎についてちょっとお聞きしたいんですが、この1枚の紙を見て話しているんですが、過疎地域で27市町村を指定していると。この指定の根拠というのはいつの時点の基準値なのか。これは、若干法律が何条と書いてあるんですけれども、平成何年時点の調査の結果か。

というのは、この過疎地に指定——総務省が指定していると思うんですが、指定すると、交付税措置が優遇されるわけですね。指定されていない地域から、民主党の方に何とかならないかと、町長さんの方から、うちは

指定されていないから非常に財政が厳しいですと、何とかありませんかという話が結構来ているんですね。その辺をどう県はとらえているのか、教えてください。

○佐藤地域振興課長 地域振興課でございます。

過疎地域の指定に関しましては、人口要件、それから財政力要件、それぞれございまして、さまざま細かな条件がございますけれども、現時点でその要件を満たしている市町村が27ということでございます。

○濱田大造委員 最後に見直しをされたのはいつになりますか。

○佐藤地域振興課長 先般の過疎法の改正でいろいろ見直しがあつておまして、人口減少率ですとか財政力要件、こういったやつを直近の過疎法の改正にあわせて要件を見直されていると考えております。

○濱田大造委員 県南の方の——具体的にちょっと町名を出すのはよしますけれども、県南の町から、ぜひ過疎地域に指定してほしいと、こういう声が多分届いていると思うんですけれども、その辺の認識はございますか。

○佐藤地域振興課長 ちょっと私の方に直接過疎地域にしてほしいという要望はあつておりません。

これは、あえて申し上げますけれども、むしろ過疎地域の自立を図るための対策を打つていこうということございまして、現実問題、過疎地域に指定されていると、過疎債が使えて非常に有利だというのはあるのはあるんですが、むしろそれは、そういった過疎地域を脱却していくために、いろいろな施策を展開するということが必要であろうかと思っております。別途、過疎債以外の、例えば補

助金、まあいろいろございますけれども、それが使えるか使えないかは別にして、そういった個別の御相談があれば、それは私どもの方でもしっかり御相談に乗っていきたいというふうに考えております。

○濱田大造委員 最後になりますけれども、明らかに矛盾なんですよ。過疎地域に指定してほしいという声が実際に届いていて、そういうところがこれに載っていないというのはどういうことかなと……（「要件を満たさないから」と呼ぶ者あり）まあ確かにそうなんですけれども、それが最近の話なんですよ。

○佐藤地域振興課長 先ほども申し上げておりますように、過疎地域指定の要件に関しては、人口要件ですとか財政力要件、いろいろございます。それを、いわば非常に厳しい地域が過疎地域として指定されるわけございまして、それに指定されないということになると、それはある一定の人口も確保できているし、確保できているという言い方は語弊があるかもしれませんが、ある一定の人口もお持ちであるし、財政力もおありであろうと。その基準が正しいかどうかというのはあるかどうかと思いますが、少なくとも今の基準ではそういうことだと思っております。

○濱田大造委員 そうしたら、この表のとおり、平成17年の基準と考えてよろしいんですか。

○佐藤地域振興課長 最新版ということでございます。

○小早川宗弘委員長 ほかに質疑はありませんか。

○大西一史委員 川辺川ダムに関しての最近



の状況について御報告がありました。ちょっとこれは川辺川ダムに直接というわけじゃないんですが、国の方で国土交通省の有識者会議が27日に出しましたよね。ダム事業見直しの評価基準とか、検証手続を示した中間報告ということをもとめたということで、いろいろな報道があっていました。

この中に、いろいろと今後見直していくダムの中で、一定の安全性を確保した上でコストを最も重視する方針というのが明記されたということなんですが、これは道府県の補助ダム、53カ所ですか、リストを見ましたら、この中に五木ダムも入っていましたけれども、これは川辺川にも、上流に位置するものですから。この五木ダムに対しても、当然これは県がこういった基準によって検証していかなくちゃいけないということになるかというふうに思いますが、知事は、たしかインタビューか何かで、見直していくみたいなことを、検討作業をやるというようなことをおっしゃっていたというふうに思いますが、これはどういうふうに、いつごろまでにやるのか、いつからやるのか、その辺を教えてくださいませんか。

○田中川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。

この検証作業自体は土木部の方でございますので、ちょっと責任といいますか、お答えはなかなかしにくいんですけども、これ自体は、たしか中間取りまとめが答申されてから、各県に対して検証の通知が出されておりますので、対象のダムがあるところにあっては検証作業がもう始められると。いつまでにやりなさいというところの終期は、たしか明示はされていないと思います。

県につきましては、まだ検討中だと思いますけれども、確におっしゃるとおり、新聞では、知事が取材にお答えして、報告書を尊重して検証を進める方針を説明というふうに書

いております。

川辺川ダムは、今おっしゃったとおり、もう既にダムによらない治水の検討が始まっておりますので、この検証の対象の外になっております。

○大西一史委員 当然、川辺川ダムが検証の外になっているのはよくわかっていますが、これは五木ダムも、それは球磨川治水ということで考えていけば、非常に影響があるわけですね。ですから、河川課が当然いろんな作業についてはやるんでしょうけれども、ある程度川辺川ダム総合対策課もこの辺は把握しておかなきゃいけないんじゃないかなと思ったものですからお尋ねしたんですが、その辺は一緒にやっていくということではないんですか。

○田中川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課です。

検証作業を一緒にやっていくと、中間取りまとめといいますか、五木ダムに関してはですね。ただ、もちろん川辺川ダムあるいは球磨川治水に関しては、川辺川ダム総合対策課と河川課は連携して取り組んでおりますので、おっしゃるとおり、影響はある部分もあると思いますので、情報はお互いにやりとりしながら進めていきたい。ただ、検討の中心はやはり土木部の方にあるということがございます。

○大西一史委員 わかりました。

その辺はやっぱり連携してやっていただきたいということと、今回、私は、川辺川ダムの問題と荒瀬ダムの問題を実は代表質問で取り上げさせていただいたんですが、1つのダムが個別に議論されるんじゃなくて、全部川というのはつながっているわけですから、その中でいろいろな計画があって成り立っているものですから、そういう意味では、それ

に大きな影響をやっぱり与えてくるわけですよ。

当然、球磨川の治水全体に対しても、大きな影響を与える五木ダムも含めたところでの見直しを、国の方でも音頭を取ってやるということですから、その辺については一緒になってやっていく必要があると。技術的な検討とか、流量がどうだとか、それから安全面がどうだとかということに関しての細かい面は、それは土木部でも結構かと思えますけれども、やはり知事が川辺川ダム中止、白紙撤回というような形でこの表明をされた後にいろんな動きが出てきたのはこれは事実ですから、その辺はしっかりフォローをしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○田中川辺川ダム総合対策課長 大西委員おっしゃったとおり、川辺川ダム総合対策課と河川課については、球磨川のダムによらない治水についても同様ですけれども、今後とも積極的に情報交換しながら、検討、それから対策を進めていきたいと思っております。

○小早川宗弘委員長 ほかに何かございせんか。

○吉永和世委員 熊本市の政令指定都市に向けての動きの中で、引き続き県が実施する主な事務というところに、熊本港と河内港、百貫港の港湾施設の管理とありますが、これは、今までいろいろ協議されてきていると思うんですが、その協議の場に、一応熊本市さんの方に管理をやってくれという話、まあテーブルには乗ったと思っていいわけですかね。

○小嶋市町村総室長 この点につきましても、一応協議の対象とはしております、まあ協議はしたということでございます。

ただ、熊本港につきましても、大変規模が大きゅうございますし、全県下をにらんだ港湾でもございますし、また、そのほかの港は逆に非常に小そうございまして、それぞれ管理上も、今県が行っているのを市に移すメリットというものがなかなか出てこないということで、これらについては現状どおりとされたところでございます。

○吉永和世委員 熊本港は何となく理解できる点もあるんですけども、河内港と百貫港は、もう熊本市さんの方にお任せした方がいいんじゃないのかなと思います。現時点では移譲は行わず——現時点だからこそ移譲を行った方がいいような感じもしますけれども、その点もっと協議された方がいいんじゃないのかなと思いますが、協議する考えはありますか。

○小嶋市町村総室長 いずれも土木案件でございまして、それぞれこの1年間の中で移譲を前提にしながら協議を進めてきております。

こうした移譲の結果のそれぞれにつきましては、御意見がいろいろとあることは十分私たちも承知しておるわけでございますけれども、今までの移譲協議の中で、先ほど申し上げましたようなこともありまして、移譲を受けるメリットというものがどうしても見出しづらいということで、今の時点の、政令市がスタートする時点のこの事務移譲協議の中では現状のとおりとさせていただきたいと、そういう協議が一応整ったということでございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、今回そういう整理をいたしますけれども、今回移譲対象としたその事務の中で、結果的には移譲ができなかったものあるいは今回上げていなかったような事務につきましても、基本的には、政令市としての体制が整って、それぞ

れスタート以降も、引き続き事務権限移譲等の協議につきましては、できるだけそういう身近なものについては政令市の方でやっていただくような、そういう動きは継続してやってまいりたいと、そういうふうに整理しているところでございます。

○吉永和世委員 そういった方向で、なるべく早く河内港・百貫港は熊本市の方に管理していただくということになるように頑張りたいと思います。

○城下広作委員 言うまいと思ったけれども、ちょっと関連です。

政令市になって、相手がメリットがないから要らないというふうに県に逆に言われるというのは、それはいかなものかと思って。本来、政令市になったら、移管していいという対象のものは移管してやってもらうというのが普通筋であって、それを相手の都合によって、今は要らぬから要らぬという話は、これはいかなものかと根本的に思うんです。この時期に要らないなら、将来も要らぬです、多分。ということを考えとかないと、ちょっとおかしいんじゃないかということと、もう1点、これは河川の問題で、これは説明のときに言いました。坪井川も、本当はこの河川の中に入らないかぬ分なんですよ、熊本市に。ましてや、この坪井川なんか、湧水公園なんかも熊本市にあって、熊本市がよく使っているところですよ、今現在は県だけでも。また、その坪井川も、お城の前を流れて、今からいろいろと市が事業をする、いろんな箱物だ何だとあるとき、だけど、この河川はまだ外してくださいということがあるということがいかなものかと思えますけれども、これはやっぱり本来ほかの河川と一緒に移管して、ましてや湧水公園なんかもあるれば、市が一番あそこでいろんなグラウンドとか遊具とか何かを設置してやっているわけ

すから、本来使っていることから考えれば、もう県から市にという対象河川でもよかったんじゃないかと思えますけれども、相手がまたそれを要らぬと言うから、そうですねというふうに引き下がる県もいかなものかと思えますけれども、どうですか、それは。

○小嶋市町村総室長 私の説明がちょっと不足していたのかもしれませんが、事務移譲を受けるかどうかということにつきましては、先生御案内のとおり、例えば、一口に今申し上げましたけれども、体制の問題であるとか、あるいはどのくらいのお金がかかるのかとか、整備が終わっているのか終わっていないのかとか、いろんな側面をそれぞれ詰めながら、これについてはやっぱり現状の対応の方がベストであろうとか、そういう判断をそれぞれにいたしておりますので、今申し上げましたように、これはどうでしょうかということ御相談を申し上げて、それはやめてくださいと、そういうやりとりだけではございませんので、そのあたりのところは、そういうやりとりをしっかりとった結果ということで、ぜひ御理解をいただきたいなと思います。

それから、今坪井川のお話が出ました。それぞれ今回整理をいたしましたのが、343の事務を一応掲げて一生懸命やってまいりまして、中には、これはやった方がいいんじゃないかとか、これは大丈夫かなとかいうような事務もあるかもしれませんが、一つ一つ見ますと。あくまでも、やっぱり全体の中で、最終的に詰める中では、そういう総合的な調整をやるものが出てきます。川の問題も、最後まで残った課題でございます。

それで、先ほど先生がおっしゃっておられましたように、坪井川につきましても、協議の中でこの川についても、やはりまちづくりとか、今おっしゃられたように、そういったことを——お城の前も流れておりますし、市

の方が移譲を受けて一体的にやった方がメリットもあるのではないかと、当然そういう議論もやったわけでございますけれども、坪井川の場合には、御案内のとおり、井芹川とまた合流もしておりますし、まだ河川整備が済んでいない部分もたくさんございます。

ですから、そういった総合的な問題を踏まえた中で、また、遊水池につきましても、あそこの中にあります小河川の問題とか、いろんな難しいものがございまして、今回の対象の中では、引き続きこれについては県の方での対応をお願いしたいという整理がなされておりまして、そのあたりのところは、我々の方も、その理由等についても検証をいたしまして、坪井川については引き続き県の方でやった方がよかろうと、そういう整理をさせていただいているところでございますので、中身は、一応一つずつ大切に詰めているということをお説明申し上げておきたいと思いません。

○濱田大造委員 おれんじ鉄道でちょっとお聞きしたいんですが、このままいくと——非常にもうかっていないということが書いてあると思うんですが、このような状態が続くと、資本金を食い尽くすというか、債務超過に陥ってしまう可能性が高くなる年はあと何年後ぐらいなのかと、それにあわせて、そうならないために何か打開策、まあ資本投資をしたりとか、いろんなことが考えられると思うんですが、今どうお考えなのか、教えてください。

○高田交通対策総室長 ただいまの点でございますけれども、この21年度の決算の時点までは、特別利益とありますけれども、県の方からは、特別補助金という形では投入しておりません。

開業当初の内部留保金というので、熊本県側はございました。同様に、鹿児島県側の方

でもスタートのときはあったんですけれども、鹿児島県側の方では、先に赤字の額が大きかったということで、経営安定基金というのを沿線外の市町、具体的には川内と鹿児島中央の間のところですけども、そこから成る基金をつくって投入したところでございます。現在も投入しております。

一方、熊本県側につきましても、こうした状況もありまして、今年度の予算、22年度から、前年度の営業損失のうちの整備に係る額について、県と沿線市町で85対15の割合で投入し、具体的には22年度は6,000万円の予算を計上しておるところでございます。

以後、このスキームに基づきまして、熊本県側、それから鹿児島県側につきましても、経営安定基金の取り崩しなどによって投入していくことになります。

新たな制度変更というのもございますので、具体的に何年後になれば債務超過になりそうだとするところについては、また制度が変わるということもありますので、現時点で何年後という数字は持ち合わせていないところでございますけれども、そういった制度の見直しかたがた、税金という部分もございまして。そこは、沿線市町の皆様方あるいは県民の皆様方に対しても、理解というものもしっかり努め、また、利用収入の増加を図るために、沿線内のみならず、沿線地域外からの増収対策ということで、しっかり頑張っていきたいと思っております。

○小早川宗弘委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かございませんか。

○大西一史委員 その他で、ちょっと2つあるんですけども、いいですか。ちょっと手短かにいきます。

代表質問で、一番最後にちょっと慌てて総

務部長にお尋ねした公平・公正な県有財産の目的外使用許可ということについてなんです、これについては代表質問でも指摘をしたとおり、長年にわたって同じ団体がずっと、例えば、売店だとか、食堂だとか何だとか、いろんなもので県有財産の目的外使用ということで許可を受け続けているという状況があると、これについておかしいんじゃないのということを質問しまして、公募したらどうだということを行いました。

そのときの答弁で、各施設の管理者においては、基準にのっとって適正に許可を行っているものと考えているというようなことなんですけれども、確かに基準はある程度のとってなんでしょうけれども、やっぱりずっと、例えば調べていった中では50年だとか30年だとかというものが中にはありました。

当時のいろんな時代背景で——当時は公募だの何だのということはなかったんだろうというふうに思うので、受け手を探すという部分も、いろいろ難しかった部分もあったのかなというふうには思うんですけれども、そういうのを差し引いたとしても、こういう長期にわたるといことは、やはりある程度オープンにしていくということが必要なのではないかなというふうに思うんですが、この点についてどう思われるのかというところ。

これについては、もう答弁の中でも、行政財産の貸し付け、余裕部分については貸し付けを認める制度が創設されたから、それにのっとって公募を取り入れますよと、施設の管理者に改めて周知徹底しますよということですが、まず、今後どういうふうに行っていくのかということをお聞かせいただきたいんですが。

○米満管財課長 管財課でございます。

県有財産の目的外使用ということで、長期にわたって同一の申請者に対して許可を受けているので、それを改善すべきじゃないかと

いうお尋ねかと思えますけれども、委員の代表質問の中で一応部長が御答弁しましたように、行政財産の目的外使用につきましては、行政手続法に基づく審査基準というものを定めておまして、それを基準に許可ということをやっております。答弁でも述べましたけれども、職員の福利厚生を目的として組織する団体とか、関係法令の配慮要請等に基づいて母子寡婦福祉団体等が使用する場合には、特定の相手方について継続して許可を行うということもございます。

現実レベルで、行政財産の使用許可というものは、一応行政処分という位置づけになっておまして、目的を妨げない範囲で許可をするということになっております。

許可につきましては、原則1年ということでやっております。主には、電柱とか地下の埋設物とかございますけれども、売店等につきましてもやっているということがございます。

それから、新たに地方自治法の改正がございまして、一応貸付契約ということに基づきまして貸し付けることができるということが制度上できるようになりました。この場合につきましては、私法上の契約に基づくということになりますので、その場合につきましては、建物等一部設備する部分については、借家法の適用を受けるというような場合も想定がされているところでございます。

現在、貸し付けについて行っておりますのは、自動販売機等につきましては原則貸し付けというふうなことで、公募等を受けまして貸し付けを行っているところでございます。

それから、売店等につきましては、目的を妨げない、まあ余裕分ということになっておる関係上、行政目的に必要な場合については撤去をしていただくとかいうこともございますので、それぞれの施設管理者の方で許可ということをやっていただくことになっておりますので、施設許可権者の方で適切な方法を

もってやるということで、一応対応しているところでございます。

一部、非常に長い年月継続しているという事例もございますので、そういうことにつきましては、いろいろ制度的にも変わってきているところがございますので、私どもの方につきましても、目的外使用、それから貸付制度、いろいろな制度がございますので、管理者の方で新たな制度についての周知がまだ十分できていないという面も、周知ができていないという面もあったというふうにも思っておりますので、そういう面につきましては、周知徹底等を含めてやっていきたいというふうに考えております。

○大西一史委員 いずれにしても、私、これを質問したときに、やっぱりそういう疑問の声が県民の皆さんから上がったということがあるから言っているんですね。長年、何であるそこがやっているんだと、何で公募で入れないんだとかいうような話もやっぱり一部ありました。

ただ、これは県の関係施設で、例えば売店だとか食堂だとかを運営していく中で、必ずしもこれは利益をすべてが上げられるようなところばかりじゃないということは私も承知しています。

例えば、県議会のここの議員サロンなんて、私たち議員団の経費を払って、補てんして何とか維持しているような状況ですから、必ずしも、例えば学校であるとか、夏休みの間は、じゃあその食堂だ、売店だなんていうのは閉まっているような状況ですから、非常にその辺では受け手がないという部分があってずっとそこになっているとか、あるいは同窓会であるとか、母子寡婦福祉法でしたっけ、とかでそういうふうになっているとか、そういういろんな事情があるというふうな面はあると思うんですよ。

ただ、やっぱり特定の一部の団体というこ

とじゃなくて、そういう公募をするようなことによって、公平性が保たれているかどうかということをしつかりやってくださいよと。だから、今受けているところがすべて悪いと言っているわけじゃないんです。そういう客観性を持って、きちんとしたそういう応募、手続にのっとってやっていただきたいということと、さらに、そういう指摘を受けないようにしていただきたい。

それと、あと利用料の問題とかも本会議で言いましたけれども、この辺もある程度状況を見て、それに照らして、収益性の状況も見ながらやっていかないと、もうかるところはみんな来るけれども、もうからぬところにはだれも来ぬというような状況になってしまえば、今度は県民の利便性にとってもマイナスになるというふうなことがあります。

だから、あくまでもどこかを排除するとかいうことじゃなくて、そういう現状に合った見直しを、これまであんまりそういったことをされてこられなかったというふうに思いますので、今回の指摘でそういうふうになっていただければというふうに思います。

以上です。

それと、済みません、もう1点だけ。ごめんなさい、ちょっと長くなります。

これはちょっとあんまり細かい話で恐縮なんですけど、情報企画課にお尋ねなんですけれども、ウェブサイト、県庁とか、いろいろ県の公の施設とかでインターネットを使えるものがありますよね。これというのは、例えば一定の規制をかけたりしているものがあると思うんですね。例えばアダルトサイトに入らないようにとか、そういうふうなことをしていると思うんですが、あれは情報企画課で一括してやっておられるんですか。

○松永情報企画課長 情報企画課でございますけれども、御指摘のとおり、情報企画課の方で規制をかけております。

○大西一史委員 じゃあ、お尋ねなんですけれども、県立図書館あたりも情報企画課の方でやられているということですよねですか。あれは教育委員会の施設なのかな。

じゃあ、わからなきやいいんですが、実は、県立図書館のインターネットを閲覧するパソコンがあって、そこで私のホームページが閲覧できないということで、一般の有権者の方から、どうなっているんだと。私、それで、いや、そんなことはないはずなんですがねということで、私も、先日、ちょっと県立図書館に行ってみたんですよ。やってみましたら、確かに見れない。このウェブサイトは現在管理者によって規制されています、規制理由（カテゴリー）、政治活動・政党と書いてあるんですね。じゃあと思って、小早川委員長ののをあけてみたら、あくんですよ。中原委員のをやったら、規制がかかるんです。

これは何でかなと思って、いろいろ見たんですけれども、多分熊本市だからということじゃないと思うんですけれども、私も、そんな規制されるような内容のコンテンツを、要らぬことを書いているつもりはないんですが、濱田委員よりは少し控え目に私も書いているつもりなんですけれども、ただ、こういう規制もちょっとどうかなと思うので、多分新しいウェブサイトは規制の見直しをされてないんだと思うんですよね。

だから、そういうのも含めて、何で政治活動とか、政党とか、ある意味ではよっぽどひどいことを書いてあれば別ですけども、我々も、議員活動で、公の活動の中でやっていますので。たしか城下先生のも見れなかったと思うんですけれども、多分。これはちょっと見てみなきやわからないんですが、その辺も含めて、この規制というの、ちょっと利便性とかそういったものも考えながら、恐らくインターセーフというところがやっていたみたいということを出ていましたけれども、

画面上は。どこがやっているんだか知りませんけれども、そういったものも、ちゃんと定期的にそういうチェックがされているのかなと。一部は見れて、一部は見れないというようなことというのは、ちょっとどうかなというふうに思いましたので、この辺は一回確認をして、県のすべてのいろんな、教育関係の施設も含めてですけども、そういった規制のあり方みたいなものは、一回しっかり統一していただきたいということです。

私も、私的に恨みがあってこの質問をしているわけじゃないんですが、そういう質問が来ると、やっぱり私たちもちょっと、県民に情報をいろいろ提供するために私たちもやっているんですから、その辺はぜひ検討しておいていただきたいということをお願いしておきます。

以上です。

○中原隆博委員 きょう、管財課も、総務委員会ということでお見えになっていますので、これは提案でございますけれども、来年の3月12日、御案内のとおり全線開業という中で、新幹線は西口ですね。そういたしますと、私は常々申し上げていることですが、春日小学校と万日山ということですね。一部、万日山に対して、遊歩道をつくるというようなお話等は既にお伺いをしているところでありますけれども、あの殺風景な風景を何とかしなきゃならないという思いの中で、企画振興部長に、ドイツのハイデルベルクみたいな形の何かができないかとか、あるいは熊本城をモチーフにした何かをあそこに持つてくることはできないかというようなことを、常々提案してまいったわけです。

もう既に半年余りという形になりますと、そういった大規模なプロジェクトをあそこにつくるということはちょっと無理じゃないかという思いの中で、例えば、桜もつぼみ、そしてまた4月の開花ということで、桜にちな

んで、例えば万日山に桜を植えるとか、そういうような形が季節的に合うんじゃないかという思いもあるわけです。

それに対して、これはもう提案でございませうけれども、執行部の方から御意見を伺いたいと思います。

○佐藤地域振興課長 地域振興課でございませう。

今御指摘があった万日山の県有地でございませうけれども、昭和48年に県の土地開発公社、当時の開発公社が中腹を取得しまして、平成18年、開発公社が解散した段階で県が無償譲渡を受けたという土地であります。

ここについては、開発公社が持っている時代から含めて、長い間、庁内の検討会議ですとかあるいは県・市の検討会議を重ねてきたところでもございませうけれども、例えば、開発をするとかいうことになると、のり面の工事にかなり費用がかかる、あるいは道路がないところでは難しい課題もありまして、確たる利用状況はまだ定まっていない状況であります。

ただ、今御指摘がありましたように、一方で、駅の西口というのは、新幹線で来られた方がまず一番に目にする風景ということもありまして、そういうこともあって、平成21年、昨年度でございませうけれども、散策路あるいは駐車場等の整備を行ったところでございませう。

こういう状況の中、木の植栽あるいは美化活動をやっておられます一本の木財団という財団がございませう。その財団から、県に、今お話がございましたけれども、万日山を桜の名所になるような植樹をしたいという申し出が実は今あっております。

お申し出の内容でございませうけれども、桜の木を県に寄贈して、その上で、将来の維持管理は財団でやりますというふうなお申し出であります。

我々といたしましては、駅西側の景観を整備する意味からも、もしくは将来の維持管理費も財団が持っていただけると、そういう財政的な意味からも、意味のあるお申し出ではないかと思っております。

具体的には、今後、地域の方々の御意見というのも当然聞かなくちゃいけませんので、そこら辺の意見も聞きながら、財団の方ともお話をしていきたいというふうに思っております。

○中原隆博委員 財団から申し出があったわけですか。

○佐藤地域振興課長 はい、お申し出を受けております。

○中原隆博委員 じゃあ、それを受けるには、地域の皆さん方の御同意が必要ということですね。

○佐藤地域振興課長 基本的にいいお話だと私は思っておりますけれども、万日山は、長い間、いわば放置と言うのは言い過ぎですけども、してきた経緯もありまして、その間、地域の皆さんも非常に心配をしてこられたわけですので、丁寧な説明をする必要はあるだろうと思っております。

○中原隆博委員 県有地であると同時に、隣接して、あれは京王電鉄ですか、あそこもありますので、うまくあそこを利活用して、やっぱりお客様に対する玄関口でありますので、ぜひそういう形での推進をお願いできればと思います。もう一度。

○佐藤地域振興課長 京王電鉄さんの土地をどうするかというのは、いろいろ今後考えなくちゃいけない話でございませうけれども、当面、県有地の中に桜を植えていきたいという



お申し出でございますので、そこは関係の方々の御意見も聞きながら、しっかりと進めていきたいと思っております。

○中原隆博委員 桜の季節ということでありまして、それが北上するというのと同時に、新幹線「さくら」も北上するというところで、ぜひそういう企画が実現できればということで御提案申し上げ、要望としたいと思えます。ぜひ、それが成就できるような日を望みたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

○城下広作委員 私は、済みません、中原先生とは全く逆の立場で、何回も本会議で質問してきました、万日山のことに關してはこだわって。いわゆる、県有財産だから、売却の対象として、場所的には山だけれども一等地だと、建物が建てられるような条件になると、それはそれはいい建物が欲しいという人も中にはいるかもしれぬと、ただ、一括購入はなかなか難しいから、切り売りとか、いろんな形の工夫をして、また、取りつけ道路をやれば、その成果は十分上がるという角度で言ってきた経緯があります。御承知のとおりだと思います。

それで、今回、仮に桜の木を今度逆に植えたりなんかすると、一回植えた木を、これを切るというのはなかなか難しい。逆に言えば、反感を買う。だから、ここは、公園にするならする——それが悪いということじゃないんです。公園にするなら公園にする、また、いろいろ取りつける道路をやって、切り売りして、ある意味ではいろんな売却の方法を考えて高く売るという形の——利益を得るといふなら売却が一番利益を得るわけですから、こういうことをするという事は、これは大事なことだと思います。

だから、ここはよく考えてどうするかと。公園なら公園というなら、いろいろ地域の

方、また県もそういうことで納得し、すばらしい駅にふさわしい公園で、本当にすごいなというふうにやればいいと思うし、財産化して、いわゆる厳しい財政健全化に少しでも足しになればというような形の部分を考えれば、売るといふことも判断しなきゃいけないということで、ここはかなり私は慎重に考えながらやっていくという、大事な土地の利用の仕方じゃないかなと思えますけれども、どうでしょうか。

○佐藤地域振興課長 桜の植樹が進んでいまして、現実的に地域の方々が、例えば憩いの場として親しむというようなことになれば、まさに公園的な利用ということになるかと思えますけれども、これはまだお申し出があったばかりでございますので、そこは、植樹は植樹で非常にいい話だと思って進めていきたいと思っておりますけれども、先ほどの繰り返しになりますけれども、地域の方々の御意見も踏まえながらあるいは現実的な利用の状況あたりも踏まえながら考えていきたいと思っております。

○城下広作委員 そういうことで、しっかり検討していただいて、本当にすべての観点からいい利用の方法を考えていただきたいと要望をしておきたいと思えます。

○小早川宗弘委員長 それでは、ほかに。

○浦田祐三子委員 昨日の環境対策特別委員会の中で出た質疑の件で、ちょっとお伺いをさせていただきたいと思えます。

平成20年に海砂利の違法採取をされた業者が、ことしの7月に行政処分を行われています。それに対して、業者側が、ことし9月に知事に異議申し立てをされているんですけれども、それ自体も盗人たけだけしいことだというふうに思うんですけれども、それから、

行政処分が2年間の登録の取り消しということと過料処分ということだったんですけれども、県内で海砂利をとれるのがその1業者しかなかったということで、あろうことか、この業者が、今度新たに会社を立ち上げてまた採取をするということで、6月の特別委員会のおきにもいろいろとお話があったんですけれども、そういった中で、きのう、ある委員の質問の中にあっただけなんですけれども、その新たに立ち上げた会社の方が、国の方に今度は不服の申請をされていらっしゃいます。

そこで、代理人の弁護人としてきのう名前が挙がりましたのが、松野信夫さんの名前が挙がったんです。与党の国会議員でもあられますし、国に対して何らかの影響を与えるかと思えますし、また、弁護士というよりも、立法をする立場の国会議員がそういったことに対応するのはいかなものかなというふうに私個人は思っているんですけれども、法的には何ら問題はないとしても、道義的にいかなものかなというふうに思っております。もしよろしければ、総務部長の御所見をお伺いしたいと思います。

○松山総務部長 どういうふうにお答えしているのかちょっとわかりませんが、弁護士資格を持った方が弁護のことをされるというのは、それは弁護士本来のお仕事だと思います。今おっしゃったように、それが道義的にどうかということについては、私の方から申し上げるのはちょっと差し控えていただきたいと思いますというふうに思います。

○小早川宗弘委員長 その事実は把握しておられますか。

○松山総務部長 お聞きしたことはありますけれども。

○浦田祐三子委員 まあ、それ以上は申し上

げられないということでしたので、これ以上は控えさせていただきますけれども、道義的にいかなものかなというふうに思っておりますので、以上、お伝えさせていただきますと思います。ありがとうございます。

○小早川宗弘委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 なければ、私の方から意見書の提案をさせていただきたいというふうに思います。

既にお手元に配付済みだと思いますけれども、新幹線開業に関連する2つの意見書(案)を配付しております。ちょっとごらんをいただきたいというふうに思います。

今議会においても、数人の先生方から御指摘がっておりますけれども、新幹線全線開業に伴いまして、特急列車の廃止など、在来線の利便性が大きく低下するのではないかと、いうふうな御指摘もありまして、また、荒尾とか玉名地域では、JRに対して、利便性が損なわれないような要望活動もされているというふうな状況でありまして、県議会としましても、在来線の利便性の確保について、国もJR九州に対して働きかけをしてもらうように、意見書を提出したいというふうに思っております。

また、八代以南の部分については、肥薩おれんじ鉄道はありますけれども、きょうの御説明のとおり、開業以来、非常に厳しい状況が続いておりますので、国による新たな支援制度の早期確立とともに、現行要員体制の継続などを求める意見書を出したらどうかと思っております。

2つの意見書の提案でありますけれども、まず執行部から現在の状況を説明してください。

○高田交通対策総室長 交通対策総室の方か

ら説明申し上げます。

まず、全線開業に伴う在来線の利便性の確保に関する点でございますが、県では、これまで、本年2月及び7月に要望を行い、その際、JR九州からは、在来線については、お客様の利用動向を勘案しながら、新幹線へのアクセスや通勤、通学などの日常生活の足として利用されるお客様の利便性を考慮し、検討中ですとの回答でありました。引き続き、現在、JR九州において、各地域からの要望を踏まえ、ダイヤなどを検討しているとのことございました。

県におきましては、在来線の利便性の確保について、引き続きJR九州に対して働きかけてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、肥薩おれんじ鉄道に関する話でございますが、国では、昨年12月に設置されました整備新幹線の問題調整会議におきまして、並行在来線の維持のあり方も議論されており、本年4月に開かれた同会議におきまして、県の方から、JRの貸付料を活用した新たな交付金制度の創設などの支援策を要望いたしておるところでございます。

この会議の今後の進展が現時点では見えないうところでございますけれども、並行在来線の各県、同じような並行在来線を抱える同県とも連携し、新たな仕組みづくりを早急に講ずるよう、国へ強く働きかけてまいりたいと考えておるところでございます。

説明は以上でございます。

○小早川宗弘委員長 ここで質疑を受けたいと思います。

まず、1つ目の全線開業に伴う在来線の利便性確保を求める意見書について、質疑はありませんか。

○中原隆博委員 在来線の利便性というのは、これはもう言わずもがなのお話でありま

して、特に地域住民の皆様方は、その利便性を非常に欲しておられると、このように思います。

今、特急の「つばめ」であり、あるいは「有明」ですね。上熊本とか玉名、あるいは長洲、荒尾というようなことで、とまる、とまらない、いろいろあるわけでございますけれども、どこの駅には必ずとまってくださいと、例えば長洲であれば、かつての日立造船、この前お話がっておりますシステムですか、そういういろんな方の利便性の高い駅名あたりをやっぱり添えた方がいいんじゃないかなと。ただ利便性だけではちょっと弱いんじゃないかなという気がしますけれども、いかがでしょうか。

○小早川宗弘委員長 文面については、委員御指摘のことも踏まえまして、検討して修正してまいりたいというふうに思いますけれども、私に一任いただければというふうに思います。

○中原隆博委員 はい。

○小早川宗弘委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 それでは、委員会から議長に意見書(案)の提出をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 御異議なしと認め、この意見書(案)により議長あてに提出することに決定いたしました。

続いて、肥薩おれんじ鉄道への支援を求める意見書について、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 ないということでありまして、それでは、委員会から議長に意見書(案)の提出をしたいと思いますが、御異議あ

りませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 御異議なしと認め、意見書(案)により議長あてに提出することに決定しました。

ほかに何かございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 なければ、以上で本日の議題は終了しました。

これをもちまして、本日の委員会を閉会いたします。

午後2時7分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

総務常任委員会委員長